
平成25年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成25年6月17日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成25年6月17日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(13名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
4番 板井隆君	5番 植田均君
6番 景山浩君	7番 杉谷早苗君
8番 細田元教君	9番 石上良夫君
10番 井田章雄君	11番 秦伊知郎君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 青砥日出夫君	

欠席議員(1名)

3番 米澤睦雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 石 谷 麻衣子君
書記 ————— 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 加 藤 晃君 財政室長 ————— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ——— 矢 吹 隆君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 畠 稔 明君 町民生活課長 ——— 仲 田 磨理子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 — 福 田 範 史君
病院事務部長 ——— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ——— 伊 藤 真君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ——— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
選挙管理委員長 ——— 丸 山 計 信君 監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は 13 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

6 番、景山浩君、7 番、杉谷早苗君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、7番、杉谷早苗君の質問を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 改めまして、おはようございます。7番、杉谷早苗です。議長の御許しをいただきましたので、3項目について質問をいたします。

さて、先月5月26日は我が南部町にとって記念すべき日となりました。議会初日にも、町長の行政報告にもありましたように、天皇皇后両陛下の御臨席のもと第64回全国植樹祭が開催されました。この日に至るまでには、各方面多くの町民の皆様、小学生、中学生の児童生徒たち、職員の方々の御協力のたまものでありましたことを、この場をおかりして心より感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

当日は、幸いに天候にも恵まれ、大会テーマの「感じよう 森のめぐみと 緑の豊かさ」が実感できた一日であったと思います。花回廊での大会式閉式後、両陛下には天萬庁舎でお昼のお食事を召し上がられ、特別養護老人ホームゆうらくを御視察されました。このたびの行幸啓により、私たち町民はより親しみを感じているところでございます。

そこで、最初の質問は、この植樹祭についてお尋ねいたします。この記念すべき植樹祭の会場となった町の町長として、何を思い、どのようなことに感動されたのか、率直な御所見をお伺いいたします。

2項目めでございます。教科外教育についてお伺いいたします。自由民主党に政権が変わり、安倍総理大臣の重点的取り組みの一つに教育改革が上げられています。そして今日、いじめ問題など心配な事柄が多く発生し、教育現場のあり方が問われている現状もあります。このような中、教育再生実行会議では、いじめ対策として道徳教育の教科化に向けての議論がなされています。この教科化になるということは、道徳に対する考え方について、子供たち一人一人に点数をつけることになる、そのようなこととこのたび改めて知りました。心の中で考えた事柄について、点数をつけるということについてはいかがなものかとの各界の論評が沸き上がっております。この道徳教育の教科化について、点数制度は設けないとの情報もありますが、確定したとは承知しておりません。しかしながら、導入されるとするならば、何らかの配慮を求めたいものと思っております。

とはいいながらも、子供たちに人間としての規範を教えていかなければならない道徳の時間が、従来の位置づけでは時間数の確保が難しく、保障されていないと仄聞しております。このように道徳の時間などでも見受けられるように、大切ではあると承知はしていても、主要教科の時間数の確保や行事などに圧迫され、心ならずも置き去りになってしまう教科外教育の現状と今後の方向を示していただきたいと思い、質問をいたします。

1、道徳の時間の年間の時間数と、心のノートの指導状況をお伺いいたします。

2、中学校での部活動が、学習指導要領を完全実施となったことにより、教育の一環として位置づけられてからの取り組みの違いや、クラブ活動参加の保護者に変化が見られるのかお伺いいたします。

3、防災教育の取り組みをお伺いします。

4、生活指導の中では、犯罪、インターネット、不審者などの指導についてお伺いいたします。

最後の質問は、県の教育委員会の動向についてお伺いいたします。報道により、県の教育委員会の動向を仕入れることができます。それに呼応して我が南部町の対応が生じてくることは当然なことでもあります。これらの実情の解説を求めたいと思い質問いたします。

1、2012年の全国体力テスト結果によると、鳥取県の子供たちは全国平均を下回る種目が増加しているということですが、南部町の状況をお伺いします。

2、いじめ・不登校総合対策センターはどこを対象にして設置されたものかお伺いいたします。

3、いじめと心のアンケートを作成し、ホームページにアップされておりますが、活用状況をお伺いします。

4、「教職員いきいき！プロジェクトチーム」の設置は教員の多忙感を減らすこととありますが、我が町の先生方の実情はどのようなかお伺いします。

5、微小粒子状物質PM2.5の警戒情報が発信された場合の対応を伺います。これは会見小学校の運動会が5月18日に行われました。このような校外活動、この場合は、校舎外にはなりますが、この対応の必要性を感じましたので、お伺いいたします。

以上、この場での質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

最初に植樹祭についてでございます。去る5月26日にとっとり花回廊において、第64回全国植樹祭が天皇皇后両陛下の御臨席のもとに開催になりました。当日は朝から青天に恵まれ、県内外から約4,800名、南部町民の参加者は約250名でございました。式典に参加をされま

して、大会テーマである「感じよう 森のめぐみと 緑の豊かさ」を鳥取県から全国へ伝える大会として、成功をおさめることができたのではないかと考えております。

また、式典終了後には、天皇皇后両陛下におかれましては、天萬庁舎で御昼食をおとりいただき、その後、特別養護老人ホームゆうらくを御視察いただきました。その折に、天萬庁舎における特別奉迎、町内沿道43カ所における一般奉迎に5,000名を超える町民の皆様にご参加をいただきまして、町民の皆様とともに両陛下をお迎えできた喜びを分かち合えたことと実感しているところでございます。

また、この日に備え、町内では一斉清掃や道路の補修、枯れ松の伐倒、のぼり旗やプランターでの沿道の飾りつけ、町立小学校の児童による創作劇や式典の練習など、ソフト面、ハード面の多面にわたりまして、地域の皆様や職員の皆様に御協力をいただいております。このたびの植樹祭を成功裏に終えることができましたのも、ひとえに御協力いただいた各方面の皆様のおかげであると感じておりまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、今回の全国植樹祭の開催を通じて、両陛下に当町にお越しをいただきまして、町民の皆様と両陛下を心から歓迎し、またお越しいただいた喜びを分かち合えたものと考えておりますけれども、これを契機に、新たに3つの使命が与えられたのではないかと感じております。

第1に、このたびの全国植樹祭を契機として、町内の森林に対するハード事業やソフト事業を積極的に実施することで、限りない森の恵みを実感できるまちづくりを実現することです。近年、森林については、木材価格の低迷、林業労働者の減少などにより、荒廃が進んでおります。森林は今、ここに暮らす私たちはもちろんでありますけれども、未来への貴重な町の資源でもございます。今後、国や県の事業を活用し、より一層、森林の整備を図る事業を進めていくとともに、NEXCO西日本と行うつなぎの森事業における森林の施業体験や、南部町産材活用家づくり促進事業による家づくりの紹介など、町民の皆様が森林の持つ公益的機能に触れていただけるきっかけとなるような施策を講じてまいります。

次に、天皇皇后両陛下に行幸啓いただけるまでに発展した平和で美しい南部町への誇りを胸に、ここを新たな出発点としてさまざまな分野のさらなる発展を目指すこととさせていただきます。平成16年に南部町が誕生し、これまでさまざまな施策を講じてまいりました。これにより、天皇皇后両陛下に行幸啓いただいても恥ずかしくないまちづくりができたこと、自負をいたしております。しかし、これで満足するのではなく、このたびのことを今後の糧として、さらなる町の発展のために各分野において施策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

第3に、植樹祭を通じて盛り上がったこの機運を一つにまとめまして、今後のまちづくりのエ

エネルギーとして生かしていくことでもあります。さきにも述べましたように、今回の成功は、皆様が植樹祭を盛り上げようという気持ちや、天皇皇后両陛下に御満足いただけるようお迎えをしようという気持ちの一つにし、各方面で御協力いただいたことにより、なし得たものでございます。この機運を新たなエネルギーとして、町と町民が一つになりまして、町の発展をなし遂げられるような施策を講じてまいりたいと、このように考えております。

このたびの全国植樹祭を契機として、新たに与えられましたこれらの使命を果たしていくためには、これまで以上にまた皆様方にも御協力をお願いしなければなりません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

教育、教科外の教育などについての部分については、教育長の方から答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの教科外の教育についてお答えをしております。

まず、道徳教育の現状についてであります。道徳の年間指導時数は、小学校1年生で年34時間、小学校2年生から中学校3年生までは年間35時間が標準授業時数として学習指導要領に定められております。昨年度、町内すべての小・中学校において、標準時数以上の授業を行っております。内容としましては、基本的な生活習慣や社会生活上の決まり、身近な人と協力し、助け合う態度の育成や、相手の立場を理解することなどを学びます。自分の考えをもとに、書いたり話し合ったりしながら、自分とは異なる考え方に接する中で自分の考えを深め、みずからの成長を実感できるような学習となるよう、工夫をしながら授業をいたしております。指導をいたしております。授業には副読本を使用しますが、心のノートも併用をしています。心のノートの活用については、その時間で学習した道徳的価値について考え、みずからの心を見詰め、自分自身を振り返る中で、心のノートに反省や希望や目標を記入し、日々の生活に生かしていくというねらいで使用をしています。また、道徳教育は、学習指導要領に学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことと示されているように、道徳の時間だけで目標が達成できる学習ではなく、学校の教育活動全体で行われなければなりません。したがって、児童生徒の道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えが一層深められるよう、学校全体での教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、中学校における部活動の現状についてお答えをしております。部活動は、これまで課外活動であったものの、生徒間の関係づくりや生徒理解等において、大変大きな役割を担ってまいりました。さきの3月議会でもお答えしましたように、このたびの学習指導要領の改訂により、

スポーツや文化活動を通して責任感や協調性、思いやりの心などを学ぶ貴重な活動として、教育課程に新たに位置づけられました。現在、このことによって活動そのものに大きな変化はございませんが、より一層、あいさつや態度等、部活動に取り組む個々の姿勢が重要視されることとなりますので、これまで以上に保護者の皆様の御理解や御協力、地域の皆様の御支援をお願いをしなければならぬと考えております。

保護者に変化は見られるかとお尋ねですが、学校公開日に実施しました部活動参観には、多くの保護者や地域の皆様にお出かけいただいております。このたびのこととの関連性はわかりませんが、多くの皆様に中学校での部活動に関心を寄せていただいていると考えております。

次に、防災教育の取り組みについてお答えします。本町では、東日本大震災だけでなく、鳥取県西部地震の教訓も念頭に、まずは児童生徒の安全を確保し、災害時には児童生徒がみずからの判断で、みずからの命を守ることができるよう取り組んでいるところであります。具体的には、まずは児童生徒全員を掌握し、沈着冷静な避難を誘導し、命の安全を確保することを最優先することとし、地震、火災、不審者を想定した避難訓練は年二、三回程度実施をいたしております。

訓練の実施に当たっては、実際に起こった場合、集団としての行動とともに、個人が判断することも含め、真剣に取り組めるよう、事前指導の徹底をお願いをいたしているところでございます。今年度は、県教育委員会が作成しました鳥取型防災教育の手引きの指導案や、ワークシートを活用し、学活、社会科、理科等の教科指導においても、防災対策に目を向けたり、災害に応じた行動が身につけられるよう工夫をしまいたいと考えております。

最後に、生徒指導におけるネットや不審者、犯罪に関する指導についてお答えをしまします。今日の急速な情報化の進展によって、ゲーム機や音楽プレーヤーへのインターネット接続により、子供たちの情報に接する機会は爆発的にふえ、多様な情報の入手及び発信が極めて容易になりました。そのため、その情報の使い方を誤ると、犯罪に巻き込まれたり、知らず知らずのうちに加害者となってしまう場合もあります。本町の子供たちも、好むと好まざるとにかかわらず、こうした流れの中に巻き込まれる現状があると認識いたしております。そのため、小学校におきましては、教科の学習を通じまして、情報の正しい使い方や情報の真意を見きわめる必要性、情報発信に伴う責任など、発達段階に応じた情報活用能力の育成に努めております。中学校におきましては、生徒の心身の変化や保護者との関係性の変化、携帯電話やスマートフォンの所持率の上昇等、情報に接する環境が飛躍的に変化をしましますので、ネット社会の中でみずからを守る力を身につけさせることを念頭に、情報モラルの指導を重点に取り組んでいるところでございます。犯罪や不審者対応につきましては、担任や生徒指導担当を中心に、善悪の判断はもとよ

り、被害に遭わないためにはどのように行動するのか、道徳の授業を初めとしてさまざまな機会をとらえて指導をいたしているところでもあります。また、もし不審者が出たというような場合には、県教育委員会や警察等、関係機関との連携は当然のこととして、地域振興協議会とも情報共有をしながら、速やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、子供たちの安全、安心な学校生活を保障する観点から、学校・警察連絡制度に関する協定を4月16日付で県警察本部生活安全部と締結をいたしておりますので、この場をおかりして報告をさせていただきます。

次に、県教育委員会の動向と本町の対応の実情についてお答えをしております。

まず、全国規模での新体力テストの結果について、本町の状況をお答えをいたします。新学習指導要領において、児童生徒の体力の向上についてはスポーツ基本法でもその必要性が明示され、特に学校体育の充実による体力の向上が求められています。本県の状況につきましては、議員も御指摘のように、ここ数年、全国平均を下回る種目がふえている状況にあります。さて、本町の状況ではありますが、南部町としてのデータはまとめておりませんので、昨年度の学校ごとの結果を概観しながら、その傾向についてお答えをいたします。

全国の平均値より低い傾向にあると思われまものは、小・中学校に共通して握力と立ち幅跳びであります。一方、高い傾向を示していますのは、小・中学校ともに上体起こし及び20メートルシャトルランとなっており、小学校での50メートル走や中学校での反復横跳び、ハンドボール投げも同様の傾向にあります。また、全種目総合した値を全国と比べてみますと、小・中学校ともにほぼ全学年、男女を問わず平均的な状況にあると考えておりますが、学年によっては平均値を上回る数値も散見できる状況でございます。

学校現場では、こうした結果を踏まえながら、日々の体育の授業の工夫や、走る、投げる、跳ぶの基本的な運動能力の向上に引き続き取り組んでいるところでもあります。なお、基本的な生活習慣の定着や小まめに体を動かす習慣等、家庭との連携につきましても今後取り組んでいく必要があると考えております。

次に、いじめ・不登校総合対策センターについてお答えをしております。県教育委員会は、いじめ・不登校対策の一層の充実を図るため、本年4月に鳥取市湖山にございます県教育センター内に同センターを開設いたしました。同センターは、県教育長が本部長を務めます、いじめ・不登校対策本部のもとに置かれ、これまで実施していたいじめや不登校にかかわるさまざまな施策や取り組みを統合化し、より充実強化するために設けられた当該施策の中核機関と考えています。業務内容としましては、施策の企画、立案、学校支援、相談業務、教職員研修が柱となっ

ています。どこを対象にしているのかとお尋ねではありますが、そういった意味では、当事者、保護者、教職員等、いじめや不登校に関係するいずれの者にも対応する機能を持っていると考えております。

次に、いじめと心のアンケート活用状況についてであります。当該アンケートは、いじめの早期発見と発生可能性の把握を主たる目的として、先ほどお答えしましたいじめ、不登校総合対策センターが公開をしている資料と承知をいたしております。議員も御承知のように、本町におきましては、ハイパーQ U調査を全校、全学年で実施し、いじめの早期発見や児童生徒間の関係性等の把握に取り組んでいます。したがって、こうした取り組みとの関連や効果等を十分検討した上で、今後の活用、あるいは併用等を判断をしまいたいと考えております。

次に、「教職員いきいき！プロジェクトチーム」の設置と、本町教職員の勤務の現状についてお答えいたします。新聞報道にもございましたが、県教育委員会は、教職員の超過勤務の縮減と多忙感を解消するために、事務局内に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を発足させました。市町村教育委員会も連携しながら、具体的な取り組みについて年度末をめどに策定予定と伺っております。そもそも多忙感の解消とは、教職員が子供とじっくりと向き合い、心が通い合う教育を実践するための教職員の時間的、精神的ゆとりがなくなっていると思われる学校現場の現状があるからであります。本町でもこうした訴えは教職員から聞いていますし、夜遅くまで職員室に灯がともっているのを議員も見られたことがあるのではないのでしょうか。

社会や暮らしの変化、保護者や住民意識の変化は、子供たちのありようにストレートに反映をいたします。学校現場では、こうした子供たちの個別の、そして多様な課題にしっかり向き合い、対応することが求められており、それだけ忙しくなっているのは事実だろうと思っております。そのため、少人数学級の導入や人事を活用した定数外教員の配置、町採用講師の配置等により対応している現状でございます。

しかし、一方、学校という組織は、極めて前年踏襲型の組織であると私は感じています。時代とともに子供たちをめぐる課題が変化をしてくれば、当然、学校体制の見直しや改善が必要となるのですが、このことが十分できているとは言いがたいことも多忙感の大きな原因の一つであると認識をいたしております。県教育委員会としましては、教職員の健康維持に留意しつつ、またこうした県教委の動きとも連携しながら、引き続き教職員が本来業務に専念できるよう教職員体制の充実や学校マネジメントの改革に取り組んでまいります。

最後にPM2.5への対応についてお答えしてまいります。大気中の微小粒子状物質を粒径からPM2.5といい、髪の毛の太さの30分の1程度の大きさと承知をいたしております。その

濃度が国が示した暫定指針値を超過した場合に、県教育委員会より注意喚起の情報が入ります。

4月1日以降、警戒レベルでは最も軽易なレベルである情報提供が4回ありましたが、その都度、学校へは児童生徒の健康に配慮し、長時間での屋外での活動、学習には十分注意するよう注意喚起を行っております。しかしながら、屋外活動を控えるレベルではないため、ほぼ平常の学習活動を行っていたというのが現状であります。今後、数値が大幅に上昇し、特別な警戒を要するレベルに達した場合には、県と連携しながら情報を総合的に判断し、屋外活動や行事、登下校等について早い段階での学校との協議、指示が必要と認識をいたしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 町長と教育長さんには、本当に丁寧にお答えいただきありがとうございます。この植樹祭につきましては、本当に私たちも両陛下に接することができ感無量なものがあり、このようなことが本町で行われることについては本当うれしく思っております。先ほど町長のお話の中で、3つの任務っていうことを、新たなことを、任務や使命があるというふうにおっしゃいました。そのような中で、ソフト、ハード事業っていうことの中で、何か思っているものが現在の段階で、まだ植樹祭が終わって1カ月もたっておりませんので、この場でするっていうことも無理かとは思いますが、何かを心にわいてきたような、そのようなことがおありでしたら、お伺いしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。改めて、この森林に対するさまざまな施策、従来から行っているわけですが、この植樹祭を契機に改めてやっぴかんといけんという決意をしたということなんです。現在、行っておりますのは、林道網の整備に取り組んでおります。これは県営林道でございますが、もう少し小さな作業道を、簡単な作業道の整備というようなことが、森を守っていく、管理をしていくためにも必要ではないかというように考えております。

それから、町行造林ですね。町行造林、なかなか、施業いたしますと施業賃の方が高くて、当初のもくろみどおりに実施できないというような現状になっております。やっぱり一度きちんと町行造林の整備をする、あるいは管理台帳をもう一遍整備し直す、そういう中で今後の南部町の森づくりというものを進めていくような取り組みも必要ではないかというように考えております。

それから、今、現にやっておりますけれども、東京都港区との協定ですね、南部町産材をとにかく港区で使っていただくという取り組みをやっているわけです。これは簡単に申し上げますと、

港区で建築する一定規模以上の面積の建物については、木材の使用を義務づけてあるわけです。その義務づけられた木材を協定を結んだ町のものを使うということでもあります。町の方では、伐採した後に、ほったらかしにしないできちんと森にして返すという約束事があります。そういう約束事を港区と結んでおりまして、具体的に申し上げますと、そのこのレングスの製品をさまざま加工いたしまして、外見から見ますと鉄筋コンクリートづくりみたいになってますけど、中にふんだんに木材を使っていたという、こういう取り組みもいたしているわけです。それから、県産材を使った住宅の建設ですね。それにあわせて、南部町産材の場合にはさらに上乘せをしていくという、こういう取り組みも進めております。

こういうハード事業のほかに、やっぱり森に親しむといいでしょうか、緑のカーテンでこう囲まれているようですが、中に入ってみますと本当に荒れておりますから、まずそういう実態を子供たちから我々大人まで改めて再認識して、森が悲鳴を上げておると、あえいでおると、こういうことを見ていただくような機会をたくさんつくっていかんといけんと、このように思っております。

それから、南部町は案外、広葉樹が残っておりますけれども、このバランスのいい植樹の状況ですね、こういうものを維持していかなければいけないというように思っておりますが、そうかといって、例えばクヌギなどは、50年、60年もたちますと大木になって、伐採しても再生しないとされておりまして。30年、40年ぐらいままで大体伐採してやれば、そこから新たなまた芽が出て萌芽再生をして森がよみがえると、こういうことになっておりますので、私はこういうことを契機に、後ほどまた御質問もあると思っておりますけれども、エネルギーの関係の木質バイオマス材料として、原料として、広葉樹を活用していったらというように考えてはみたりしております。森については、さまざまなこの夢は広がっていきますけれども、産業としての林業がなかなか成り立たない状況でありますので、うまくいきませんが、ただ、公益的な機能については、これはもう改めて申すまでもございませぬ、70兆円とかいろいろ言われておりますから、そういうさまざまな公益的機能を発揮している森というものを改めてもう一度、ソフト面、ハード面あわせて取り組んでいくいい契機にしたいというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 森に対する思いは、私は実際に森のことにはよく知りませんが、森に対する思いだけは議員にならしていただいた当初から非常に深く思っております。今、町長のいろんな思いを聞かせていただいて、ますますこれからの時代はやはり森の時代ではないのかなというふうにも感じております。そこでこの植樹祭の、町長の使命っていうことはちょっと置

いときまして、2日間、天皇皇后両陛下をおそばですつとエスコートされておりました、何かその辺のところで心温まるお人柄が感じられるようなことが、さまざまなどこでちょこちょこ私たちも漏れ聞いてはおりますが、何かそのようなことでもありましたらエピソードのお一つでも御披露願いませんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 2日間、お話をさせていただく機会に恵まれて、その間に両陛下のお人となりなどを率直に感じたことを言えということでございますので、ちょっとお話をしたいと思えますけれども、美智子妃殿下は、事前にちょっと体調を崩されて、植樹祭に来ていただけるのかなと心配したわけですが、実際は来ていただきました。その御様子を伺いましたところ、まだちょっと肩の首筋から、肩の方からしびれが残っておるということをおっしゃっておられました。健康面については、陛下の方は特におっしゃいませんでしたけれども、妃殿下はそのおうにおっしゃいましたですね。

それから、これは感じたことですが、天萬庁舎におせの背中を魅せようという、いわゆる教育委員会のキャッチフレーズが張ってあったわけですが、美智子妃殿下の方から、陛下の方から、皇后陛下の方から、おせの背中を魅せようというのはどういう意味だかと、こういってお尋ねがありまして、南部町は大人の背中でも教育しておりますというようなお答えをして納得をしていただきました。

それから、会食中は非常にお二人とも楽しく、会食は招待という形になっておりましたので、両陛下が主催者であります。したがって、参加した者が退屈しないように皇居の中でのさまざまなこと、例えばカラスが随分ふえて困ったもんだというようなことを陛下は、天皇陛下はおっしゃっておられまして、それを退治の方がいいのではないかという進言をなされた人もあるそうでした、山階鳥類研究所に相談したらやめとくと、皇居のカラスをとってもまた東京じゅうのカラスが集まってくるというようなお話やですね、それから皇居の中にキジがおるそうあります。そのキジの生態について、皇后陛下は随分楽しくおもしろくお話しになりました。楽しい昼食会ということを一生涯盛り上げてやろうというお気持ちが伝わってまいりました。

それから、南部町からはイノシシの肉と、これは緑水園のイノシシの肉であります。それから白ネギ、これは会見の赤井さんの白ネギなんですけれども、しぐれ煮というのを出していただきました。これはとってもおいしく食べておられました。ほとんど全部召し上がっておられたということと、それとゆっくり、食事をゆっくりと召し上がって、みんなが弁当にふたをしてからも、まだしばらく皇后陛下は食べておられまして、よくかんで楽しく食事をされるんだなという、そ

ういうことがうかがったわけでありませう。

それから、天萬庁舎をお帰りになるときに、しっかりやるようにという趣旨のお礼といひませうか、激励といひませうか、そういうお言葉もちょうだいいたしました。

それから、ゆうらくでのことは、大体予定されている参加者の半分ぐらいつづにお声をかけていただく予定になつておつたさうですけれども、皆さんに両陛下とも激励の声をかけてさしあげられたということで、随分感激をなさつておられました。非常に、それから建物が随分立派だということで、だれが設計をしたのかということをお尋ねがあつたさうです。それから、10年ぐらいたつておりますけれども、随分きれいに使つておられますということで、お褒めの言葉もあつたさうでございます。総じて、非常に感性の高い人品が第一等のお方だといふように感じまして、あのようにみんなありたいもんだなということを感じた次第でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） お人柄がしのばれるさうなお話で、聞いている私の方も心温かくなりました。それと、ちょっと漏れ聞くところによりますと、教育長さん、何ですか、文科大臣の下村博文さんが、赤猪岩神社の方をちょっと見たいとおっしゃつたということですが、どのような状況でしたでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。下村大臣の赤猪岩神社訪問の前に、先ほど町長の方からおせの背中に、皇后陛下がお声、どういふことかといふことでございます。昼食会場には各大臣や県知事おられたといふように聞いておりますので、おせの背中も全国デビューなのかなんていふようなことを感じまして、しっかりとまた住民の皆さんと一緒にこの運動を盛り上げていかないけんといふことを実は感じたところでありませう。

大臣の赤猪岩訪問については、前日の夕方、県教委を通じましてさういふ旨入つてまいりまして、急遽準備をさせていただきました。時間があんまりございませんでしたので、結局は20分間ぐらひの訪問といふことで、町長、副町長にも御無理を申し上げまして、現地の方で大臣をお迎えをして赤猪岩神社のいわれといひませうか、さういふことについて関係者で説明をさせていだいたといふ状況でございます。後ほど、県の教育長の方から聞きますと、赤猪岩神社は再生の神様だといふことで、ぜひとも赤猪岩さんの力をかりて教育再生に取り組まないけんといふことで、絵馬を大臣室に飾られたとか、飾られてないとか、さういふ話も漏れ伺つていふところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 教育というものについて、各方面の方にしっかりと認識していただけた植樹祭であったなというふうに本当にうれしく思っております。

そこで、私、きのうでした、広報「なんぶ」にも出ておりますように、この図書館が主催いたしました、全国植樹祭記念企画ということで、木育講演会と木工教室というのが天萬庁舎で1時半から開かれました。私もどんなものかなと思って参加しましたら、とてもいいお話でした。どこからこの講師の先生を紹介していただいたのかなと思って聞きましたら、図書館の職員の恩師の先生だということで、県立ではございません、島大の教育学部の先生、名誉教授の特任教授ということで、お話、本当にフレンドリーなお話でございました。この中でのお話は、樹木から始まるつながる木育、木が生きると書いて木育ってということで、私も初めてこの木育ということを知りました。ブックスタートとか、食育とかってということは随分と浸透してまいりましたが、このウッドスタートのすすめ、赤ちゃんからはじめる、木のある暮らしっていうのだそうでして、これはもともと京都議定書の環境問題のところから始まって、初めこの植樹祭というものは戦後の荒れ果てた日本の国土を再生するために木が植えられてきたってというようなところから始まったそうですが、近年は環境問題いうところで京都議定書、このところから社会の変化があったそうでございます。それでお話の中では、木材利用促進の国民運動とか、木材利用に関する教育活動の促進、それと木材利用に関する教育活動の国民運動ってというのが、平成19年にもあったというようなことでございます。私は認識不足で、そういうこともあるのかと思って、改めて興味がわいてまいりました。平成21年に森林再生プラン、森林林業再生プラン、コンクリート社会から木の社会へってということで、10年後には木材自給率を50%にするってというようなお話もありました。現在は20%ですので、どこまで頑張っていけるのかなというふうに思います。

そこで、22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律ってものが施行されました。ということは、ちらっとは思ったんですけども、どういうことかよくわかりませんでした。24年の10月の新聞記事に、木材利用ポイント制度っていうものを活用しろというようなことがあって、市町村ではこれをどのくらい活用しているのか、この制度ってというのは、この促進に関する法律ってというのは、努力の法律でなければならないというものではないというふうですので、なかなかまだそれが浸透していないと。私もこの24年のときにちょっと調べてみました。我が町ではまだちょっとその率が低いのかなって思うように思いましたが、今後、文化活動拠点施設も考えておられます、それから保育所のことも考えていっておられますので、ぜひとも我が町の我が材木で心温まるような、そういうような建物をしていただきたいなど、これはこの場をかりて町長にお願いしておきたいと思っております。

そこで、木育ということですが、赤ちゃんからってということで、我が町には森の学校がございますね。森の学校は、炭焼きとかもありまして、小学生からの利用が多いんですけども、この木育というのは赤ちゃんからってということです。そういうことですので、また森の学校のあり方っていうものも広がってくるのではないのかなと思います。

町長はこの木育ということについて、先ほどしっかりと森林に対する思いを述べていただきましたので、共通してまた、改めてお尋ねするのも重なるようで申しわけございませんが、木育ってという言葉について何か関連して思われるようなこともございますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ポイント制度ですけども、ことしの4月から、これは林野庁が行った制度だというぐあいに承知しております。5月末時点ぐらいでもう締め切りになるぐらい、たくさんの申し込みがあったというようなことが載っておりました。

木育という言葉は初めて聞いたわけですけども、文明の前には森があって、文明が終わった後には砂漠が残るとかいう言葉がありますけれども、やっぱり森というのが文明を開かせ、そして文明の発展とともに森が逆に衰退するんでしょうかね。文明が続く間、あるいは森が続く間は、逆に言いますと文明もうまく続いていくというようなぐあいには思っているんですけど、そういうことからいえば、人の、人間の歴史に木というのは欠かせないわけでありまして、そういう木を使っただけのさまざまなはぐくみですね、実際の社会生活に有効な部分もあると思いますし、それからいやしだとか、さまざまな分野で効果があると言われておりますので、そういうことをとらえて木育というような言葉でまとめてあるのかななんて思ったりもしますが、具体的にやっぱり理念ではなくて、体感していただくということがいいと思います。私も植樹祭が終わってから、やっぱり自分も持ち山がありますから、やっぱり一つぐらいは、契機に何かこう残さんといけんと思ひまして、山に入ってちょっとう手入れをしたり、作業もしたことがありますけれども、非常に気持ちがいいですね。そういう、みんながこういうことを契機に第一歩何かを実践すれば、変わっていくのではないかと思いますし、木育はそういう意味で、木工品というような面もありますし、心、緑のシャワーを浴びていけばリラックスしたりストレスが解消したり、非常に精神的にもいいものだということですので、こういう機会を通じて、町民の皆様にも登山をしたり山に入っていただいたりして森に親しんでいただくようなこと、そのことがはぐくみにつながっていくというように思うわけですけども、浅はかな知識でございますが、そういうことを感じております。

それと1点、今現在、庁舎の前に立派なイスが設置してありますけれども、これはレングスが

つくったイスです。御家庭のものでもオーダーでつくりますので、積極的に御利用、発注していただいたら、本当に期待以上のものをレングスはつくってくれると思いますから、せいぜい御利用してやっていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷議員、通告外は余りしないようにお願いします。

杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 申しわけありません。植樹祭に関して、きのう余りいいお話を聞きましたので、つついそちらの方に話を振ってしまいました。でも、もう少しお願いしたいと思います。

木育ということでございますので、ぜひともこれは赤ちゃんからってということになっておりますと、教育長のお話もぜひとも聞きたいと思いますが、教育長、この分野は、講座の後、子供たち、保育園の子供たち、私は年齢制限にひっかりまして参加はできませんでしたが、木でおもちゃをつくったりしておりました。本当に今後こういうようなことをぜひとも教育委員会の方で取り組んでいってほしいと思いますが、いかがな感想を持っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。大変勉強不足でございまして、木育という言葉、実はこのたび企画を図書館の方が上げてまいりましたときに、私も初めてこの言葉に触れました。なるほど、だけどいい言葉だよなっていうのが第一印象でございました。木をはぐくむという側面もありましようけれども、やはり木にはぐくまれるといいますか、木を活用してはぐくむといいますか、そういうことだろうというぐあいには思っておりますが、私はまずはいずれにしても、子供さんであればおもちゃ云々かんぬんということになると思いますけれども、親しませる、さわる、小さい子でもあればすぐかじりついたりするんだらうと思っておりますけれども、親しませるということはある程度意図的に仕組んでいかなければいけないのかなというぐあいには思いますし、同時にお父さんやお母さん、保護者の方については、木の効果ばかりでなくて、そのほかの化学製品をなぜ避けるのかっていうことも一緒に学ぶことにもなっただき、なることにもつながっていくんだらうと思っておりますので、親しむというところからまずスタートだらうなと思っております。

その後、やはり親しんだその先には、やはり森林とか、その先には自然ということになると思いますけれども、関心を持たせる、自分の暮らしとかかわりがある、自分がどっかでかかわってるんだというところに関心を持たせるっていう仕掛けも次にはしていけないけんじゃないのかなというぐあいには思っています。昨年度から、ちょうどPTA連絡協議会の方にお話をしまして、

今のつなぎの森にPTAの連絡協議会として積極的に単P単位で親子活動の一環として御参加をくださいということを実は要請をいたしとって、ちょっと今、数覚えませんが、御参加をいただいたというようなことです。そういうことの中で、いろいろそういう意味での関心というものをいろいろな取り組みによってつくり上げていかないけんのかなというぐあいに思っています。

社会教育の面では、今担当の方にお話ししておりますのは、町内に大工さんや、あるいは設計士さんや、器用な方たくさんおられるので、子供たちの物づくりというような観点から、そういう切り口での関心の持たせ方、かかわらせ方、そんなこともありはしないかなということで、ちょっと研究してみなさいやっちゃうようなこともお話をしているような状況でございます。お答えなかったかどうかわかりませんが、感じましたこととお話しさせていただきました。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 植樹祭から本当に木の話がどんどん広がってしまいました。通告外ということで申しわけございませんでした。植樹祭の次には育樹祭というものがあるようでして、これはことしは埼玉県で皇室の方に、天皇陛下、皇后両陛下のお手植えの分を育てていくということで、皇太子御夫妻などが出席されるということだそうです。それで今、植樹祭、育樹祭、その次は何があるかっていうことは、生きる、活動の活ですね、活樹祭っていうのが来るのではないかな。これは去年、全国で初めて、去年の8月ですね、岩手県の葛巻町で第1回目があったということで、今後こういう活動がどんどんと広まるのではないかなということもお話しになっておりました。これで、木を切って使うことは健康な森づくりに必要なこと、先ほど町長がおっしゃいました、コナラなど30年ぐらいで切ってやった方がいいのではないかっておっしゃったと、つながっていくのではないかなと思います。

健康な森を保つためには、定期的に木を切って、手入れが必要なことを体験を通して活樹祭で学ぶっていうような、このような活樹祭っていう言葉もきのう初めて知りました。これで植樹祭については終わりにしたいと思います。

教育委員会の方にさまざまなことを投げかけました。今、教科外の教育っていうことにつきましては、道徳教育ということのるる説明していただきました。本当に今いじめ問題がありますと、保護者の方が道徳の時間というものに対する期待がすごく多いんですね。それでほかの主要科目に圧迫されてしまっているとれないってことがあるというふうに聞いておりましたが、我が町では、普通以上の教育の時間をとってくださっているということで、ひとまず安心いたしました。それとお尋ねしたいのは、副読本というものがあると、それは心のノートとはまた別物であるっ

ていうことを、あれですね、ちょっと確認させてくださいませんか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 失礼します。心のノートについての御質問であります。心のノートにつきましては、文部科学省の方がつくっておるものでありまして、今年度は新たに改訂作業に今現在入ってるということであります。

副読本と申しますと、さまざま教科書と別のものということですので、地域の人材の本であったり、さまざまな形で道徳のあるその時間の目的を達成するために、教科書がいい場合もあるでしょうし、じゃない新聞の切り抜きがいい場合もあるでしょうし、さまざまな形、それから教科書会社等が出している副読本というような形であるなど、何とかに学ぶとか、さまざまなそういう項目についてあるようなものもあわせて、担任が今自分のクラスで何が必要なのかっていうのを年間計画の中で押さえながら、やっぱり緊急的にここが要ると、そうするとそういうものに合った副読本なり、いろんなものから題材を持ってきて子供たちに考える機会、道徳的な心情をまず高めるっていうものが一番だと思いますので、そのあたりにどういうものが効果的かっていうことを取捨選択して使っているということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） もう一つお尋ねいたします。心のノートっていうものは、使わなければならないっていうような規定があるもんなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

使わないといけないいうものではございません。先ほど申し上げましたように取捨選択という部分であります。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） インターネットで、ちょっと心のノートがどういうものなのかなっていうことを調べてみました。そうしますと、問題誘導になるんじゃないのかなっていう、いい子になるための書き込みっていうのが多いような気がいたしまして、何かいい子づくりをするようなことの、これは私のうがった考えかもしれませんが、そういうようなこともちらっと思ったりしましたので、それこそさっき福田先生がおっしゃいましたように、そのきちっとしたものでなくて、何々を学ぶというような、そういうことっていうのは本当にいいことだなと思いました。私もこの心のノートっていうのの見させてもらいまして、このように空白がいっぱいことあるんですね、そうすると良心に沿って書くっていうのは、自分をこう押さえ込んで、かえって

ストレスが起きるんじゃないのかな。それよりもある一つの読書をさせて、それについての後のお互いの読後感などで深めていくっていう方が、私にとっては子供の心の成長につながるんじゃないのかなって、これは私の勝手な思いですが、そのように思いました。それで、心のノートがどのような状況で我が町で使われているのかということが心配になりましたので、このような質問をさせていただきます。

しかしながら、現状をお聞きいたしますと、現場の先生の判断でそのときそのときに合ったようにいうことで、私はこの心のノートっていうものを文科省がばっとおろしてくるということは、もう義務的にしろっていう命令的なものかと思いましたが、ちょっと心配いたしました。そのことについて、今作業に入っているとおっしゃいましたが、改訂作業に入っているとおっしゃいましたが、いつごろこう回ってくるかというようなことの、ことしじゅうにでもそれが我が町に届くものでしょうか。そしてそれが保護者に見せていただけるものなんでしょうか。いつごろいうことは結構ですが、希望すれば保護者にでも、これはたしか持って帰るものではなかったように思いますが、その取り扱いについての辺をお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

心のノートの改訂作業につきましては、文科省が、5月の下旬だったと思いますが、第1回の検討会に入ったということですので、多分1年かかるのではないかというふうに、わかりませんが、こちらの方では思っております。それから、実際の活用についてということですが、心のノート等は学校に置いて、必要な場合は持って帰らせます。例えば保護者の方に書いていただきたい、見ていただきたい内容であれば持ち帰るということもあります。学校に置いているという実態もあろうかと思えます。そのあたりで、保護者の方に見ていただく機会、地域の方に見ていただく機会は、先日の学校公開日等もございます。それから、必要であれば見ていただくことは可能だというふうに思っております。

来年度、平成26年度に4月1日に来るかどうかということについては、ちょっと私の方では把握してございません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） この心のノート、道徳の時間のこの心のノートっていうことにつきましては、私の危惧に終わったような気もいたします。

そして、次の部活動が変わった、学習指導要領が完全実施となって変わったかどんなかっていうことなんです、それぞれのあいさつとかっていう、そのようなことをきちんとするっていう

ようなことをさっきおっしゃいました。そして、やはり競技力の向上ということも今一つの課題だと思います。その中でまたいろいろと体罰とかいじめとかかっていうのもあるとは思いますが、これは前回のときにもお話ししましたので、その辺のところを押さえといていただきたいと思います。

それで、これの重要な課題である指導者の問題ということが、前回の3月議会でおっしゃってたんですが、これの問題は早急には解決がついてないと思うんですが、どのような状況でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

指導者、部活の指導者ってということの御質問ではないかと思いますが、今年度、外部指導者を町内で5名、中学校をお願いしております。県の事業を使いまして5名の配置をしております。しかしながら、それで十分かということになりますと、やっぱりまだ足りない部分もあるのかわかりません。先ほど議員さんのお話もありました競技力の向上と、その人格の感性といいますか、その人間性の部分でどのように折り合いをつけながらやっていくのかということにつきましては、外部指導者の方にもその指導のあり方等についてもお話をしながら、学校と一緒にやっていくものだというふうに思っております。今後もそういう方については広く求めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 部活動が柔軟で明るく楽しい時間であることを望みます。

それともう一つ、これはちょっと、今まで課外活動とかかって言っておりましたですね、それがきちっと位置づけられたなら、何校時目、何校時目ってなるんでしょうか。どのような呼び名ってということが決まったんでしょうか。決まらない、それはどのような状況でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

教育課程に位置づけられたってということなんですけれども、決してその教科のように評価を伴うようなことではなくて、教育課程の内容と十分に連携を図りながらということが学習指導要領に明記されたということで、今まではそういう文言がなかったものですから、本当に課外の活動だったというものが、一応、学習指導要領の中に部活動というものが位置づけられたということです。ですので、やっとります内容については、これまで学校の先生方が取り組んでおられた内容、保護者の方、地域の方に御協力をいただいていた部活動がさらに充実する、より細かくきめ細やか

にそういう指導についてはやっていかないといけないということになったということで、具体的な何時間目とかいう、以前ありましたクラブ活動のような、水曜の何時間目というような時間が割り当てられるものではございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 次の防災教育の取り組みについてお尋ねいたします。地震が、西部の地震がありましたときに、会見小学校の門柱が大きくゆがんでおったの、それがモニュメントとして私たちの戒めとして、きちっとこう目に見える形であるということは私は非常にいいことだと思っております。我が町では、ダムも2カ所ありますし、地震もあります、そういう中で、教科の中でそれぞれその場その場、その場面場面で指導していただいているということです、安心いたしました。私は何かこれだけとか、時間をとってっていうより、やはり生徒、児童の担任の先生、教科の先生が事あるごとに触れていただきたいなと思っております。

それと、鳥取型何とかって、私ちょっとメモができなかったんですが、防災教育の中でおっしゃってました鳥取型防災教育ですか、何かそのような、どういう名目でしたでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

先ほど教育長が申し上げましたのは、鳥取型防災教育の手引きという名称で、昨年度末につくられたものであります。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 手引きとありますが、これは家庭にも配られてるものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

この手引き、防災教育の手引きということで、学校に子供たちにどのような指導をしていくのかということで、要するに授業、防災計画の立て方から、具体的な題材、指導案、ワークシートのようなものが各学年ごとにつくられておりまして、要するに先生方はそれをもとにいろんな防災にかかわるような安全教育の部分とかを、道徳の時間の場合もあるかもわかりません、学活かもわかりません。ひょっとしたら給食時間等に話をすることも含めて、さまざまな場面でいろんな題材が載っている指導書のようなものというふうにお考えいただければよいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） この中で集団としての判断、個人としての判断ということの2つのことをおっしゃっておいりましたので、この個人としての判断ということは非常に大事だと思いますので、そのあたりのところもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の生活指導の中での、犯罪、インターネット、携帯、不審者などってということにつきましてですが、この中で私ぜひとも、よく取り上げられておいりますが、この犯罪ですね、自分が善悪の判断いうところで、暴力、どこでしたかしら、暴力をしたら傷害罪ですか、インターネットの誹謗中傷したら名譽毀損ですかね、そういうようなことになるってということも、子供たちにしっかりと教えていただきたいと思ひます。受けた側も、こうむった側も、した方も、それはそれに非常に大きな心の傷として残ってまいりますので、そのあたりのところをきちっと、幾ら子供だからといってしていいことと悪いこと、この善悪の判断いうこと、きちっと指導していただきたいと思ひておいります。学校と警察との連携を、生活安全部、警察の生活安全部に4月16日に連携の提携ですか、をされたいということがありますが、その後何かこのことが、何ていうのか、これを使わなきゃいけないというような事案はないことを願ひますが、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

議員さんの御質問で警察との件ですけれども、そういうことを利用、活用しないといけないということは南部町には起こってございませぬ。子供たちは安心して安全で暮らしているというふうに把握をしておいります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 教育委員会の動向につきましては、それぞれ丁寧に回答いただきましたので、改めて詳しくはお尋ねいたしませぬが、このいじめと心のアンケートで、ハイパーQu調査、これをしながら、またこのいじめと心のアンケートを早期発見ということで用いられると、何か余計先生の多忙感とかがなってくるのではないかなってということで、ちょっと心配をいたしました。

それと、済みませぬ、戻ります。全国体力テストの中で、この中で幼児教育振興プログラムの改訂で、遊びきる子供ってということで、保育園からの段階が大事だということなんですけど、保育園の子供たちをしっかりと遊ばせ、体力をつけるということがありました。今、保育園との連携もとられておられて、それから小学校の先生がつくし保育園に行っておられます。つながるだったかな、何だったかな、出しておられてそれを拝見いたしますと、本当に同じような植物の飼育につつま

しても、見方を変えればこうだっていうようなことも書いてありまして、私も本当、いい取り組みもなさっているなと思いました。そういうことにつきまして、またそれはそれとして、体力的なことについての保育園への指導になるんでしょうかね、教育委員会では。これは県の体育協会の会長さんが、保育所からが大切だということを書いていらっしゃいます。このことについての御所見を伺いたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。

保育所につきましては、町民生活課の所管ということですが、議員がお話しになられましたように、保小連携という形でやっております。それから一般論的に申しましても、確かにこういうもの、遊びの中で、教育長の答弁にもありましたけれども、握力とかいうあたりが弱いって言うと、要するに手のこう握る力が弱いということがございます。そのあたりでは多分、ちっちゃいころから、先ほど木のおもちゃの話もございましたけれども、いろんな遊びの中で手の発達というようなことについては、当然、学校からいきなり教えて握力が上がったりするものではない、さまざま、そればかりではありません、心の問題も一緒だと思いますが、本当に保育園の部分から学校教育とは連携をしていながら、見越した形でそれぞれの年齢、発達段階、個に応じた形で、今のその子に必要な保育であり教育という形で当たっていくものではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 十分に答弁いただきましたので、これで終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩を行います。再開は10時40分。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて2番、三鴨義文君の質問を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 議席番号2番、三鴨義文でございます。どうぞよろしくお願いたします。事前に通告しておりました2点につきまして、町民の皆さんからの御質問もありましたので、私の思いも含めて一般質問させていただきます。

まず1点目は、全国植樹祭の式典会場跡地利用についてでございます。先月5月26日、とっとり花回廊において、第64回全国植樹祭が天皇皇后両陛下をお迎えして盛大に開催されました。当日はすばらしい快晴で本当に暑い日でしたが、町民の皆さんは町内各所で日の丸の小旗を振って両陛下のお車をお迎えされました。予定の時間が延びるほどご満足いただいたと聞いております。

この日に至るまでの準備には大変な費用と御苦労があったと思っております。沿道の警備など、何事が起きたかと思うほどたくさんの方々の関係の方々が入念な下見やりハーサルをされ、式典会場も前の以前の面影がないほどきれいにされたのには驚くばかりでした。特に全面芝生化された式典会場はきれいに整備され、式典が終わった今も一面芝生の広場がありまして、あの感動を思い起こさせてくれます。町民としましても今後この広場をどう活用されるのか気になるところでして、今後何カ月後かわからない県のイベントだけでこれを使われるのはもったいないなと思っております。町としてもこれをもっと活用するお考えはないか伺いたいと思います。

質問項目の1です。全国植樹祭の式典会場の土地は鳥取県所有の土地であり、今後、県としては具体的に何に使うかは決まっていないとのことでした。この整備された芝生の広場を町民の皆さんが自由に利用されるよう町としても県と協議して有効に活用すべきと思いますが、町としていかがお考えでしょうか。

質問項目の2です。芝生化された広場の維持管理には今後も相当の費用と手間がかかると思いますが、町内の方に仕事として就労されるような雇用の創設と所得向上を図ることは考えられないものでしょうか。

次に、大きい項目2点目でございます。雇用政策について御質問いたします。

大都会の方ではアベノミクス効果で景気が改善傾向にあるとか、有効求人倍率がリーマンショック以前の状態まで回復したとの報道がなされていますけれども、地方ではとても効果の影響は伝わってきていません。現に町内には仕事がなく時間をもてあましている若者や中高年の方をたくさん見受けます。地域に元気と活気を取り戻すには、安定した生活基盤が確保されることが必要でありまして、当面はもっと行政の後押しが必要と考えます。そこで町として、町民の皆さんに就労機会と所得向上のための雇用政策について、今後の考え方を伺います。

質問項目の1でございます。国の緊急雇用対策で町は積極的に雇用してきた経過があるわけですが、今年度の雇用者数はどれだけでしょうか。

質問項目の2、今後、補助事業による対応だけではなくて、町費を投入してでも雇用の拡大を図る考えはございませんでしょうか。

質問項目の3、将来的には、企業誘致による雇用が生まれることが望ましいわけですが、町長は以前の議会答弁の中で、各市町村独自ではなくて通勤可能な西部圏域での企業誘致を進める必要があるとお答えになりましたが、その後の協議等の進展はどうでしょうか。状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 三鴨議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、全国植樹祭の式典会場跡地利用についてでございます。まず、全国植樹祭の式典会場の土地は鳥取県所有の土地であるけれども、今後何に使うか具体的に決まっていないうことであるので、町民の皆さんが自由に利用されるように町としても有効に活用すべき、そういう趣旨ではなかったかと思えます。

議員御質問の土地は広さが約1ヘクタールで、式典会場として利用される前はとっとり花回廊一帯を管理しておられる鳥取県観光事業団がお盆の時期や花火大会などの特にお客様の多い時期に臨時的駐車場として使用されていたものでございます。実際に管理しておられる鳥取県観光事業団に今後の使用について伺いましたところ、式典の際に天皇皇后両陛下に御臨席をいただきましたお野立所と言っておりますけど、お野立所については残しまして、野外ステージとしての利用を検討してるということでしたが、広場全体の具体的な活用方法については、今後、県とも相談しながら決めていきたいということでしたが。鳥取県観光事業団としても南部町民を含む一般の方に広く利用してもらいたいとの御意向をお持ちでございますので、町といたしましてもこれを機に幅広い世代の方が集う憩いの場となるよう、鳥取県観光事業団や県と連携して、より友好的な活用策を模索していく予定でございます。なお、今後の改修工事の内容やスケジュールについて確認しましたところ、お野立所以外の建物部分は既に撤去がございまして、式典当日、ステージとして利用したかさ上げ部分については平地に戻し、芝生をここの秋ごろまでに張り戻すということでございます。

次に、芝生の維持管理について、雇用の創設や所得の向上は考えられないかということですが、とっとり花回廊の敷地の維持管理の方法につきましては、基本的には管理者である鳥取県観光事業団がお決めになることでもありますけれども、従来の管理方法についてお伺いしたところ、外注はしていないということでございます。必要に応じて職員でしば刈りなどの作業を行っておられるということでございます。そして、とっとり花回廊では、このたびの植樹祭の式典会場になることを機会に、従来の野芝の在来種から耐久性と維持管理の省力化が期待される鳥取

県園芸試験場が育成した野芝新品種グリーンバードJに張りかえられておられます。したがって、これらを踏まえますと新しく就労ということは難しいかもわかりません。そうではありませんけれども、町としましては町民の新規雇用につながるような情報収集には努めてまいりたいと、このように考えております。

次に雇用政策についてでございます。まず、国の緊急雇用対策で町が積極的に雇用してきた経過がございますけれども、今年度の雇用者数はどうかというお尋ねでございます。県内の4月の有効求人倍率は、前月を0.02ポイント上回る0.79倍でありましたが、前月同様パートなど非正規求人に支えられたもので、依然として厳しい状況が続いていると鳥取労働局は報告しております。また町内誘致企業の雇用の状況をお話ししますと、平成24年4月では961名でありましたが、本年4月では1,123名となっており、162名の増となっております。これは派遣社員などを正規社員として雇用するなどして不安定雇用をなくし、安定した所得と生活基盤を提供するといった各企業の御努力によるものでありますことを御紹介させていただきます。

平成20年度より、厳しい雇用失業情勢にかんがみ、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を創設しております。これを鳥取県が受け入れ、市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、県10分の10を創設をいたしました。当初、平成21年度から3年間の期限でしたけれども、東日本大震災の影響や回復しない日本経済の影響により1年1年延長されてきております。本町においては、県内の他の市町村に先立ち平成21年2月より同事業を実施しております。平成24年度までの雇用実績を申し上げますと、平成20年度の3名を初め、21年度延べ6名、平成22年度延べ24名、平成23年度延べ54名、平成24年度延べ28名となっており、合計で延べ115名を採用いたしました。延べの解釈でございますけれども、これは半年任期の臨時職員が1回更新

した場合に2名でカウントいたしております。なお、今年度につきましては、この補助金を活用し認知症対策事業として2名、体験型観光推進事業として2名の雇用としております。

次に、このような補助事業による対応だけでなく、町費を投入してでも雇用の拡大を図れということでございますが、町といたしましても雇用の機会を確保し、所得向上を図ることは必要なものと認識をしております。既に本年度につきましては、単町費でございますけれども、役場の建設課に3名の町道林道の作業員を採用しております。それから、町費3分の1の補助事業ではありますが、教育委員会が家庭教育推進員として1名採用しております。引き続き必要な事業について優先順位をつけながら取り組み、国、県の補助金なども活用しながら雇用機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致による雇用が望ましいけれども、西部圏域全体での企業誘致を進めていく必要があると、こういうことを以前から申し出ておりました、そのことでございます。企業誘致を進めるには、やはり各市町村がばらばらに施策を講ずるのではなくて、西部圏域がスクラムを組んで進めるべきだと考えております。鳥取県西部の市町村が加盟しております鳥取県西部地域振興協議会では、各市町村合意のもと、鳥取県西部地域全体として企業誘致を進めることを目標に事業を進めております。平成24年5月には、東京ビッグサイトで開催された企業立地フェア2012に協議会として参加し、鳥取県西部地域への誘致活動を行い、本町からも企業誘致パンフレットを作成して直接PRを行いました。具体的な企業支援としては、鳥取県西部地域に新たに立地した企業に対し新規雇用についての補助金、1名当たり30万円を創設しております。例を挙げれば、米子市に進出した企業に南部町の方が採用されれば、1年後に南部町から企業に補助金を出すという仕組みでございます。この仕組みができたのは平成24年度からですが、現在のところ米子市に進出したニッポン高度紙工業株式会社が初の対象となりまして、採用人数については平成24年11月現在20名であり、そのうち南部町から採用された方が1名いらっしゃいますので、この1名の方の補助金について今議会で御提案させていただいているところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 三嶋でございます。御答弁いただきました式典会場の土地ですけれども、やっぱり県の土地ということでございまして、実際は具体的に現時点で何を使うっていうふうなことは決まってないようでございます。質問でも申し上げましたように、できるだけ町民の皆さんが足を運んでいただけるような、町としても県にお任せっていうことじゃなくて御一考いただきたいなと思っております。

町民の皆さんでは、グラウンドゴルフ場もいいじゃないかと、あそこ使えるのかいなっていうような御意見もありましたり、私は思いつきですけれども、例えばフィールドアスレチックですとかミニゴルフといった、子供たちがそこに行ってみたいというような施設はできないものかなと思ったりもしております。いつかの研修会のときに、イベントの参加者をふやすには子供がポイントですよと、子供の参加がキーワードだよっていうようなことを伺ったことがございまして、やっぱりそういったところに子供たちが行ってみたいとか、行きたがったりすれば大人の方がついていってよりにぎわいが生まれるというふうに思いますので、あそこの施設、芝生の広場ですね、何とかそういった子供さんが行かれるような施設に、あんまりお金がかかるのはいかなものかと思っておりますけれども、行きたがるような手だてを考えてもらいたいなというふうに思ってい

るわけでございます。

今お話がありましたようにまだ決まっていないということです、町の方にはそういうお願いをしながら、県から町の意向というのを聞くような打診はありましたでしょうか。町もそういう協議に加わって今後の活用について意見を述べる場っていうのが私は欲しいなと思いますんですが、県の方からそういった町のお考えはどうですか、何かプランがありますかというような打診はあったのでしょうか。聞いてみたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。

三鴨議員の方から追及の御質問をいただきました。花回廊の会場の跡地利用の件ということでございますが、県の方から打診があったかということで、これの方はちょっと今のところはまだ伺ってはございません。ただ、繰り返しになりますが、花回廊さんの方から町としての御提案、どういったことに使うのかというような御提案があれば、それはまた県とも相談しながら考えてまいりたいというようなお話はちょうだいをしています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） ぜひ、町民の方がそこに足を運ばれるような、町内の施設でするので盛り上げていきたいというのは町民みんな思っているところですので、花回廊も含めて芝生の広場も町民の憩いの場として使われるように、町としてもぜひそういう場をこちらからでも提案、提言して、一緒に検討いただきますようにこのことはお願いをしておきたいと思います。

それから、2番目の芝生の維持管理で町内の方の就労できないでしょうかっていうようなことを御質問いたしましたけれども、従来、観光事業団が維持管理をしておられて、これからもそのスタッフでやっていく考えだよっていうことを御答弁いただきましたけれども、従来は駐車場で手がかからなかったわけですけども、今は1ヘクタールの全面芝生化の広場ができておりまして、単純に考えればスタッフさんも今のメンバーで本当に1ヘクタールの芝管理ができるのかなと、何人かの手数がかかってくるのではないかなというふうにまた思うわけでして、そういった作業員さんの増員ですとかそういうことでもあれば、外注はしていないということですので、観光事業団の作業員さん、スタッフさんの何人かの増員ということでしょうから、そこら辺も特に町内の皆さんにさせていただけるようなお願いといたしますか、そういうふうな地域の皆さんの就労に向けて町も後押ししていただきたいと思いますというふうに思うので、その辺も県とよく協議、観光事業団と花回廊さんと協議をしてもらって、仕事が回るように御検討お願いしておきたいと思えます。

次に、大きい質問の雇用政策についてでございますけれども、現実には115名の今まで緊急雇用対策での雇用があったというふうにお答えいただきました。今年度も単町費でも3名、3分の1補助で1名の雇用をしておられるということでございますが、私はもっともっと、国の100%補助があるからやるんだとか、補助がないのでこれぐらいでっていうようなことではなくて、こういう時期ですのでもう少しつなぎといいますか、正規の雇用につながるまでは行政なりがもう少しの期間後押しをしていかねばならんのではないかなと思っております、単町費でももう少し雇用の拡大をしていただきたいと思っております。実際には、町道林道作業員さんと、もう1名の方が3分の1補助ということでしたが、私、ちょっと話まずれて議長におしかり受けるかもしれませんけれども、集落支援員の関係で各振興協議会におられる方がいらっしゃいますけれども、実際にこの中見ますと、従来っていうですか、本来のその集落支援員としての業務っていうのが十分にできてないんじゃないかなって、外部から見た感想ですのでもわかりませんが、それ何でかといいますと、評議会の事務部門に手をとられるっていうことがありますかと思っております、本来の集落コーディネートっていうそういう業務に全力をつぎ込まれていないんじゃないかと感じています。ですので、私思いましたのは、町の方がもう少し振興区の事務なりサポートをしていただけるような職員さんを、振興協議会が雇用されるというのであれば財政支援でもええですし、町が人的支援をしてもいいですし、そこら辺の手だてはできないもんかななんて思ったりもしています。ちょっと町全体としての緊急雇用対策とはずれますけれども、町のそういった集落支援員にかわる事務サポート員みたいなものの支援はできませんでしょうかっていうことを感じましたので、その辺、企画課長、どんなでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 企画政策課地域振興専門員、長尾でございます。

事務的なサポート要員を協議会増員という趣旨でしょうか。であります、今のお話の中で協議会の事務局員を本町では、総務省がいうところの支援員というふうな位置づけをしておりますので、確かに日中は事務をされることが多くございますけれども、その中でもやはり地域内を回って文書配布や、それから集落の点検等の活動も行ってあります。それから、多くは会議が夜間でございますので、これらにも同席していろいろな部や、評議会の皆さんと同席して一緒に相談をいたしたりしておりますので、日中見えるところは確かに事務の姿が見やすいということもあるかもしれませんけれども、各地域、集落の支援ということで考えております。人員の増員ということについては、私の方はちょっと今現状で御承知くださいということしか、私のレベルではちょっと申し上げられないところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 突然、集落支援の話を持ち出してしまいまして、申しわけなかったですが、振興協議会、一生懸命本当に会長を初め、職員さん一生懸命やっておられて、本当に夜の会も多うございますし、日中も本当に忙しそうにやっておられまして、何とかそういう、もう少し支援、サポートできないのかなというのを感じたものですから、そういった発想をしてみたところでございます。それに限らず町の業務の中で、町内の方へ仕事として出せることはないのでしょうか。今は町道林道の作業員さんともう一つということですが、町の今やってる業務の中でこんなことが仕事として町民さんの方に出せるんじゃないかというようなもん、何か思いつかれませんか。総務課長、ないですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

ちょっと突然に、私は今、頭にはないわけですが、町の職員の中では臨時職員とか非常勤職員という雇用をしてるわけでございまして、そこについてはこれは単町費で賄ってるわけでございますので、町の事務の中で不足しているところにはそういう格好であってがってるということはございます。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 突然なのでこれというのは出ないっていうのは想定のとおりでございます。といいますのは、実はこんなことがございまして、ちょっとお話ししてみたいのですけれども、さきの3月議会中に、3月18日でございますけれども、常任委員会の後に議員全員で日南町の太陽光発電の施設を視察に行かせてもらいました。このときでございます。現地ではもと小学校のグラウンド跡地に高さが、どれぐらいだったでしょう、二、三メートルあったんでしょうか、畳2枚ぐらいのパネルが、ソーラーパネルが何十枚もこうグラウンドに何列もこう敷き詰めてございまして、整然と並べてありました。そこで日南町の担当の職員さんの方の説明を聞いておったわけでございますが、ソーラーパネルは基礎はコンクリートだったんですが、運動場の跡地なものですから、その前後の部分は土でありまして草が生えてきておるわけでございます。もうパネルの前面に届きそうなほど伸びて、何ですか、光が当たりにくくならへんかなっていうようなことも感じるぐらい生えているところもありました。それを見た私は、日南町のもう一人の方がそばにおられたもので、ここをコンクリートで舗装してしまえば草も生えんではないのねっていうようなことを単純にその方に話をしましたところ、その方が、それでは雇用が生まれませんからと、こういう答えをされたわけです。私はびっくりしてしまいまして、単純に

私も建設畑なもんですから、舗装なんてっていうことを単純に思って草が生えんようにと思いましたが、やっぱりその担当の方はそういう視点ではなくって、こういう草刈りも地元地域の人へ仕事として出していく、そういうことをして雇用を確保するっていうようなことから、それでは雇用が生まれませんからという返事をされました。もっと聞いてみましたら、ソーラーパネルの下の草刈りもそうですけれども、冬に積もった雪の雪おろしや除雪も地元の皆さんに出しているんだというようなことをおっしゃいました。私は本当に衝撃的な返事で、なるほどというふうに考えさせられたわけですが、そういうふうに本町の職員の皆さんもふだんの業務の中で仕事として出せるものが雇用につながるようなものがあれば、補助があるからないからということではなくって、こういうことも皆さんにお世話になられるなっていうことに気づいてもらったり、御一考願いたいなというふうに感じたところですので、そういった、突然でしたけれども、総務課長に何かありませんかっていうような質問してみたわけです。ふだんそういうことを頭に置いて考えてもらえれば、地域の皆さんも喜ばれるし、いいんじゃないかなと思います。

それから、最後ですけれども、企業誘致の関係で広域で協議会が立ち上げられてフェアにも参加したり補助金も出したり、そういうことでやっているということでございました。状況はわかりましたけれど、私、聞くところによりますと太平洋側の企業の皆さんは企業疎開というものを検討されているというふうに聞きました。報道を見ますと、政府の地震調査委員会は先月24日、南海トラフ巨大地震に関する新評価について、その中でマグニチュード8以上の地震発生確率は今後10年以内に20%、20年以内に40～50%、30年以内に60～70%の確率であると算出したと発表がされました。こういう南海トラフ巨大地震というものが非常に懸念されておりまして、特に太平洋側の企業の皆さんは事前の予防といいますか、災害対応といいますか、そういうことで企業全体の企業疎開というものを真剣に考えられているようでございます。実際に高知県から鳥取県の方に企業疎開された例もあると聞いたことがありまして、そういう意味では比較的 안전한山陰側の各市町村が太平洋側の企業の方にアプローチするのもどうかなというふうに思っております。そういった西部圏域でつくられておりますその協議会の中で、今までどうですかね、重点的にじゃあ関東圏ここの辺とか重点地域とか、そういうような地域的な話や企業誘致をするための、先ほどの補助金とかフェアは結構ですが、何かその具体的に話されたようなことはございますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。去年は東京ビッグサイトで関東圏の企業を対象に、どこを対象っちゃうわけじゃないですけど、東京で行えばそういうぐあいになるのではないかと

と思いますが、行いました。ことしは、今、三鴨議員がお話しになるようなことも踏まえて大阪で開催するようにいたしております。それから、先ほどのニッポン高度紙工業、これは高知県の、もとはですね、創業者は高知県の企業でございまして、企業疎開というんでしょうかね、そういう生産拠点の分散化というようなことを今図っておられるようでありまして、全くこの山陰地方は安心だとは言えないにしても、相当程度被害の少ない想定ができる地域として企業立地にはとってても有利であると、このように考えておりまして、それをまたうたい文句などにして西部地域振興協議会で一緒に取り組んでいきたいということで進めております。

それから、いわゆる企業のコストダウンを図って合理化をどんどんやっていけば、グローバル社会になってコストを下げると競争ができんということだろうと思います。同じもんだったら安い方がよく売れるわけですから、そういうことを進めていくと結局、人が要らんということになるわけですね。労働力を必要としないようにずんずんなっていくとコストが下がってこない、コストが下がらないとグローバル社会での競争には勝つことはできないということですから、結局人を要らんような社会をつくっていく面があるというように私は思っております。したがって、手間暇のかかる仕事いうのを用意せんといけんと思うわけですね。すべてを合理化や何かでくくってしまいますと、ちまたには失業者があふれるというようなことだろうと思っております。そういう意味からいうと、やっぱり時間をかけて育て上げるような部分については、これはそうでないと成果が生まれないというような部分についてやっぱり人手をかけていく、雇用をそういうところで吸収していくというようなことが必要ではないかと、このように思います。

そうしますと、結局それは農業であり林業でありというようなことですね。そういういわゆる生命産業といいましょうか、春に種まいて秋に収穫できるというような息の長い産業というものを一方で用意して、そこで働く人を吸収していくというようなことを国全体が考えていかんとバランスが悪うなると、このように思っております、何かないかという、今、総務課長におっしゃいましたけれども、そういう分野で結局雇用をつくっていくようにしていかんといけん。ちょうど南部町では後継者不足でナシ園が廃園になったり優良農地が荒廃化している現状があるわけですから、できるだけそういうところに雇用の確保を図るように、そういうところの魅力を紹介したり、さまざまな環境整備を整えて後継者づくりでもやっていくというようなことが必要ですね。

山なんかも、先ほど植樹祭の話で申し上げましたけれども、これは非常に息の長い取り組み、しかも悲鳴を上げております、山は。一刻も早く手を差し伸べないと本来の機能を発揮しないような状況にもうなっているわけですから、こういうところで雇用の創出を図っていく。合理化で

どうしても国のなりわいといいたいまいしょうかね、経営といいたいまいしょうか、マネジメントがそういう方向になっていくなら、一方でやっぱりそういう手間暇のかかるものを用意して、そこで吸収していく必要が私はあるというように思っております。それが農業や林業、うちの場合はですね、いうように思っております、そういう面での雇用の開発というようなことを実は考えております。もちろん企業誘致も一生懸命取り組まなければいけませんけれども、そういう分野で雇用の開発ができないのかというようなことでございます。

具体的に一つ言いますと、例えばあそこのミトロキというところに大きな町有林がございます。これは雑木山であります。木質バイオマスの燃料に非常にいいわけですから、放置してありますから、このまま放置しておけば山はそのまま終わってしまうような、ナラ枯れの被害に遭っていくようなことにならんとも限りませんので、私はやっぱりそういうところに、例えばまき炊きストーブの燃料になるまきを供給するNPOか何かをつくって、NPO、そういうものをつくって供給体制をつくる、そこに雇用が発生するというようなことですね。そのためにはやっぱり消費がないといけませんので、今進めているまき炊きボイラーだとかストーブ、そういうものの普及啓発を図って、この町で循環するようなシステムをつくっていけば雇用も一定程度生まれると、このように考えておまして、そういう農業や林業を通じて雇用の場というものをつくっていくいうようなことが必要であると考えます。

それから、話は前後しますが、町内の雇用も1,160名ですか、というようなことをさっき申し上げましたが、さらに詳しく聞いてみますと、20%ちょっとだそうでございます、町内の方の町内企業への雇用がですね。これはちょっと少ないのではないかと。大体50%ぐらいあれば一番いいわけですが、せめて30%以上ぐらいにはなればなというように思うわけです。そうしますと、相当程度、町内の方を町内の企業が雇用できるということが実現しますので、雇用の開発というような面で十分考えておかなければいけないことではないかということです。

それと、最後ですけれども、ことしの4月から町の職員を職業安定所に研修に出しております。いわゆる従来から雇用政策には国の政策で市町村はなかなかノウハウがわからなかったと。雇用の補助金だとか、いろんな仕組みがあるわけですが、そういうものを町民の皆さんにすぐお知らせするような体制になっておりませんでしたので、県下では初めてですけれども職業安定所に職員を派遣しております。そういうことで、できるだけミスマッチがないように、南部町の町民の皆さんの雇用に有利に働くように取り組んでまいりたいと、このように考えているところです。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 非常に広範囲にお考えいただいているということがよくわかりまして、うれしく思っております。本当に町民のことを思ってもらっていることということで、もちろん第1次産業に着眼する雇用を考えているとか、木質バイオマスの原材料を町有林から、そこに雇用を生ませると、本当に考えてもらっているなというところを実感いたしました、いうことでございます。私も、そういった雇用、町の職員とかそういった雇用も確かに大事ですけども、やっぱり最終的に目指すところは正規の雇用、社員さんの雇用だと思っております。先ほどの話でも話しましたが、企業全体が疎開をしてでもこちらの方に来ていただければ本当に大きな雇用が生まれるし、そういったことも西部圏域でも本当にもう一步進んだ議論をお願いしたいと思います。

私は3月議会でも定住対策について一般質問させていただきましたけれども、住んでもらうためには所得を得るための仕事がやっぱり不可欠だと思っております。地元に住んで地元で働き地域で活動して、その地域が元気になると、これが私の理想の姿だと思っておりますので、先ほど町長の方があらゆる分野で雇用や、いうことをお話しいただきましたので、ぜひともそういうことを実現していただきまして地域が元気になる、そこに向かって、町が元気になる、そこに向かって今後とも頑張っていたきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） ここで、ちょっと中途半端になりますので、休憩をしたいと思います。中途半端ですが、再開は12時45分。（発言する者あり）1時にする。1時ですか。（「1時でええやろ」と呼ぶ者あり）はいはい、そうしますと1時。1時から再開ということに。

これで三嶋委員の質問は終わります。済みません。

○議長（青砥日出夫君） 1時です。再開1時。

午前11時29分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

午前に引き続きまして午後一般質問を行います。秦議員は親戚の葬儀のため午後席空きとなります。よろしく申し上げます。

そうしますと、午前中に引き続きまして一般質問を続けます。

続いて12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾共三でございます。議長から質問の許可を得ましたので、3点について質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずその前に、6月4日に質問書を提出しました。その時点から国政の問題でも、それから14日の初日のときに執行部から出されました資料によりますと、若干質問の箇所についてこの質問、最初用紙を出しておりますが、それとは若干違ったことも申し上げますが、その関係でそういうこと変わりますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目です。生活保護法について問います。

生活保護基準の引き下げ法案が6月4日、衆議院本会議で討論なしで可決しました。そのために多額の生活保護関連予算の削減になります。内容は、ことし8月から3カ年にかけて生活扶助基準を大幅に削減するものであります。加えて年末一時金補助も削減されます。この生活保護基準を目安としている制度が多く、削減の影響は受給者だけにとどまりません。例えば、保育料、国民健康保険の免除、国保や後期高齢者医療制度の適用除外、介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分、そして就学援助制度、私立高等学校の授業料免除など、40近くの制度にも上ります。町民の生活は大変な状況であります。また、当該者はさらに生活困難者を生み出すものであり、改悪に反対する立場から問うものであります。

まず1つ目、生活保護基準の引き下げで多くの制度にサービスの低下を及ぼすことをどのように考えておられるのかお聞きします。

2つ目に、生活保護の申請に書類の添付を義務づけることについてどのように思っておられるのか、このことについてもお聞きします。

3つ目に、これまで窓口で申請書を渡さなかった例はあるでしょうか。あればその数とその理由をお聞きいたします。

4つ目は、削減による受給者への影響をどのように考えておられるのか、このことについてもお聞きします。

5つ目に、不安定雇用により低所得者で扶養義務者のない人の支援をどのように考えるのかお聞きするものであります。

2点目の質問です。集落支援員施策についてお聞きします。

総務省資料によると、集落支援員とは地方自治体が地域の実情に詳しい人材で集落対策の推進に関してノウハウ、そして知見を有した人材を集落支援員として委嘱して、集落支援員が集落へ

の目配りとして集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、そして住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施することになっていることとあわせて、新規事業で継続性を有する防災コーディネーターの現状も問います。

まず1つ目、年度ごとの計画書と実績報告書の内容をお聞きします。

2つ目、集落支援員設置要綱と採用方法についてお聞きします。

3つ目、集落対策の内容等の広報をどのようにされているのかもお聞きします。

4つ目、町は地域振興協議会が採用した職員を集落支援員としていますが、委嘱状はどこが出しているのでしょうか、所在をお聞きいたします。

次、3点目、国民健康保険税を問います。

国民健康保険税条例改正案は、加入世帯の負担増加になるものです。町民の多くの世帯の家計は余裕のあるものではありません。国保税を払いたくても払えない、そのような世帯もある中で負担増は滞納額の増加につながるのが予測されるものであります。私は一般会計からの繰り入れで負担の増加をやめることを求めて問います。

このように、通告をいたしました、その後提出の資料から基金の繰り入れで負担の増加をやめることを求めて問うものであります。

1つ目、改正前後の差額は623万2,000円、基金残高は3,054万5,000円である。差額と金額を基金の繰り入れで負担の増加をとめる考えはないのかお聞きします。

2つ目、国は国保会計を各都道府県が保険者で実施することを望んでいることに対して反対ですが、町長はどのようなお考えかお聞きします。

以上、この場での質問を終わります。答弁をいただきましたら再質問で議論を深めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしてみたいです。

冒頭の変わったとおっしゃるのは、一般会計の繰り入れを基金でやれ、基金の取り崩しでやれというぐあいに変えたという意味ですね。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうです。

○町長（坂本 昭文君） そこだけです。

お答えをしてみたいです。

まず、御質問の生活保護基準の引き下げで多くの制度にサービス低下を及ぼすことをどのように考えるかということでございます。生活扶助基準の見直しに伴い直接影響を受ける制度は、国

の取りまとめによりますと、亀尾議員が例で示された保育料の免除や国民年金保険料の免除など38の制度となっております。今回の生活扶助基準の見直しは、国の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた、世帯員の年齢、世帯の人数、居住地域の差による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価の動向を勘案して見直しを行われたもので、制度の適正化を図るものでありますのでやむを得ないものであると考えております。これらの影響を受ける制度につきましても、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えとすることが国において確認をされているところであります。生活扶助基準の見直しで生活保護世帯でなくなった場合、平成25年度の対応として保育料の免除につきましても、特に困窮していると認めた場合は無料にすることが可能となっていることで対応する。国民年金保険料の免除では、申請免除手続をするなどが示されております。なお、南部町の場合は、今回の見直しで生活保護でなくなる世帯はないと考えております。生活保護でなくなる場合は、できるだけ影響がないよう個別に対応したいと考えております。

次に、生活保護の申請に書類の添付を義務づけるということについての御質問でございます。生活保護の申請に必要な書類を添付しなければならない規定を設けることにしたのは、調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際しても保護の決定に必要な事項を法律上明確にする必要があるとのことで、法制上の整合性を図ったものであると聞いております。現在でも国の定めに基づき、申請書に資産や収入の状況を記載したものなどを提出していただいておりますし、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はないと聞いておりますし、書類を添付することができない特別の事情があるときは、申請するときに添付しなくてもよいことになっておりますので、申請につきましても実際には今までと変わらないと考えております。

3、次に、これまでに窓口で申請書を渡さなかった例はあったのかについての質問ですが、平成24年度に受けた相談でお答えいたします。平成24年度は相談が27件、延べで33件、そのうち電話相談が5件ございました。相談27件のうち申請されたのは7件でしたが、相談時に申請の意思や申請書の交付希望があるのに渡さなかった例はございません。生活保護制度は御存じのとおり、最後のセーフティーネットとして最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていますので、申請書を渡さないことにより制度が利用できないことはあってはならないこととございます。相談窓口は生活に困っておられる状況をお聞きすることで、生活保護制度だけでなく活用可能な制度、福祉サービスを御案内することで、少しでも不安が減ることで安心して幸せに暮らせる支援ができる場であると考えておりますので、御気軽に御相談いただきたいと思います。

次に、削減による受給者への影響はどうかということですが、生活扶助基準の見直しに伴う支給額は国の試算では生活保護受給世帯の96%が減る見込みで、減額の率は町村部に比べ都市部が、単身世帯に比べ多人数世帯が大きく、地域格差は縮まっております。なお、生活扶助基準の見直しの影響を一定程度に抑えるために、現在の基準からの改定幅が10%以内となるように調整すること、及び平成25年8月から3年間かけて段階的に実施する激変緩和措置が講じられているところでございます。また、期末の一時扶助につきましては、物価動向を勘案するとともに、現在世帯人員が人数がふえると単純に世帯人数倍していた支給額に世帯規模の経済性、いわゆるスケールメリットを導入する見直しが行われたために、減額は1人世帯で540円、2人世帯で4,930円、3人世帯で1万5,400円、4人世帯で2万4,190円と多人数世帯になるほど支給額は減っております。このほか、就労収入がある方に対してその収入の一部を控除する勤労控除の控除額が引き上げられましたので、手取り額が多くなる世帯もあると考えております。

次に、不安定雇用により低所得者で扶養義務者のない人の支援をどう考えるかということでございますけれども、就職に関するさまざまな相談を受ける公的サービス機関としてハローワークがあります。職業相談や紹介のほか、自分にはどのような仕事に向いているのかわからないという方に対し、適職診断の実施や、企業への応募に当たり必要となる履歴書などの作成指導、模擬面接などを行い、個別の支援を行っております。また、今回の生活保護法の改正にあわせて生活困窮者自立支援法が提案されております。この法律は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の自立、就労支援などを強化するためのもので、平成27年4月1日施行となっております。南部町も生活困窮者の支援体制の構築に向けて4月から職員をハローワークに派遣し、就労相談での連携や充実に取り組んでいるところです。企画政策課でも離職された方を対象に就労相談窓口を設置し、求人情報の提供、就職相談などを行っておりますので、御利用いただけたらと思います。福祉事務所は生活保護などの福祉サービスを住民に最も身近な町で行うことで住民サービスが向上するという考えで、平成23年4月に設置したのであります。生活に困っておられる方にとって身近な信頼できる福祉事務所となるように関係機関と協力しながら支援をしていきたいと考えていますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、集落支援についてでございます。集落支援員の制度は、平成20年8月1日付総務省自治行政局過疎対策室長通知、過疎地域などにおける集落対策の推進についてに基づいて実施されているものでございます。その制度の内容は、集落支援員の設置に係る経費は特別交付税で措置することや、活動については地域の課題を点検し、地域で解決に向けて話し合い、地域の課題の

解決に向けた取り組みを地域の皆さんと行うこととなっています。これは、高齢過疎化が進む中山間地域ではそれぞれの集落や地域でお世話をする人材が必要であると折に触れて訴えてまいりましたが、これを国の方でも受けとめて政策として打ち出していただいたものと考えております。平成19年に発足した本町の地域振興協議会の活動がまさにこの政策に呼応したものであり、町では積極的に活用することとして、平成20年度から地域振興協議会事務局員を集落支援員として位置づけているところです。集落支援員として国、県に報告しております人数でございます。平成20年度と21年度が2名、22年度、23年度が8名、24年度が15名、24年度の内訳は協議会事務局員14名、2名掛ける7地区であります。役場サポートスタッフが1名でございます。

さて、最初に、年度ごとの計画書と実績報告書の内容を聞くという御質問ですが、そもそも今までは国や県から集落支援についての計画書や実績報告書の提出は求められていませんでしたので特に作成をしてはおりませんでした。協議会の活動内容そのものが集落支援員の活動でありますので、集落支援員に係る経費について、特別交付税についてきちんと措置していただいているところでございます。

次に、集落支援員設置要綱と採用方法を聞くという御質問でございます。議員御指摘の平成25年3月29日付の総務省地域力創造グループ地域自立応援課長並びに人材力活性化連携交流室長、過疎対策室長通知、過疎地域などにおける集落対策の推進要綱の策定については、自治体が集落支援員設置要綱を策定する旨の記述があります。この設置要綱の策定の趣旨というのは、集落支援員の設置について自治体が責任を持ち、きちんと担保するということでもあります。平成20年度に南部町が国の制度を活用して集落支援員を設置した時点では、自治体が設置要綱を定める旨の国の指導がございました。しかし、南部町は、南部町地域振興区の設置などに関する条例や南部町地域振興協議会支援交付金規則に基づき、地域振興協議会に対して行う集落支援員の費用を含んだ交付金の交付、そして各地域振興協議会に統一のひな形としてお示し、策定いただいた協議会規則の中に盛り込まれた協議会の使命や具体的な活動、事務局員の位置づけなどで明確に町の責任を担保してまいりました。いずれにいたしましても、今年度は国の指導が新年度スタートの直前でしたので要綱の制定が間に合いませんでしたが、今後は国の指導に基づき要綱を制定して対応していきたいと思っております。なお、今年度の事務局職員の採用方法につきましては、各協議会で公募し、書類と面接による審査をした後に採用しております。

次に、集落対策の内容などの広報はどのようにしたのかということでございます。地域振興協議会の活動に参加される皆様は協議会を構成する集落の皆様であり、活動は地域に密着したもの

でございます。このことから地域振興協議会の活動は集落対策活動と同様と理解しております。また、前段で述べました総務省通知によりますと、集落支援の名称の集落という言葉のとらえ方も、いわゆる小集落から本町のような地域協議会や小学校区など、幅広い地域単位を対象とする旨が書かれております。加えて、集落支援員の名称についても弾力的に対応する旨も書かれているところでございます。さて、集落支援員が行う地域振興協議会の活動については、定期的に各振興協議会から広報紙が発行され、その区域の住民の皆様のもとに届けられていることは議員御承知のとおりであります。これに加えて、各地域振興協議会の活動状況は、町のホームページからも協議会のサイトに入り、その活動状況やイベント案内などが閲覧できるようにしているところでございます。

次に、委嘱はどこから出しているかということでございます。集落支援員、つまり本町では、地域振興協議会事務局員の委嘱につきましては各地域振興協議会長が任命し、雇用条件通知書を本人に通知する形態をとっております。雇用条件通知書は勤務時間や業務内容、休暇、雇用期間などの条件が詳細に記載されたもので、雇用内容を双方が共通理解しやすいことから従来からの方法をとっております。要綱の策定や町からの委嘱状の交付という問題につきましては、国から通知が発出されました時期が新年度スタートの直前でありましたので、県を通じて国に南部町の事情をお話しして御理解をいただいたところでございます。

次に、国民健康保険の問題であります。

国民健康保険税の条例改正に伴って、改正前と改正後の差額につきましてお答えをしております。南部町の国民健康保険事業会計は、医療費の伸びに対応すべく保険税の改正に加え、今まで先人がためてきました基金を取り崩して補てんをするという厳しい運営を行っております。保険給付費はほぼ毎年右肩上がりに増加し、平成24年度の保険給付費総額は約9億7,600万円余りで、前年度比較9.8%の伸びとなりました。平成25年度の保険給付費が引き続き前年度と同じ傾向で伸びるものと想定して国民健康保険税の算定をしましたが、余りにも大幅な値上げとなることから、急激な国民健康保険税の値上げを避けて2,500万円の基金の繰り入れによる軽減措置を行ったものであります。

基金の状況でございますが、平成17年度に2億3,500万円ございましたが、必要に応じて取り崩しを行い、24年度末には5,500万円になってしまいました。25年度に2,500万円を取り崩す予定でございますので、基金の残高は3,000万円と残りがわずかとなってきております。国民健康保険事業は、被保険者から御負担いただく保険税のほか、国や県などからの収入で賄わなければなりません。保険給付費が伸びれば、国民健康保険税などの収入で支出

をしなければならないわけでございます。保険給付費が伸びればそれなりに御負担をしていただかなければこの事業が成り立ちませんので、御理解をお願いいたします。

国民健康保険事業の問題は、加入者の高齢化が進み医療費が増嵩するのに、高齢化に伴って所得の減少という矛盾した構造を国保が抱えていることにごさいます。したがって、医療制度改革が叫ばれておりますけれども、遅々として進まない現状が今の姿であります。御批判は厳粛に受けとめなければなりませんけれども、社会保障制度の中核をなす医療制度の構造的な問題でございまして、我が南部町だけで解決するように求めるということには無理がございます。御質問の改正前と改正後の金額の差でございますが、介護分は以前のままでありますので、医療分と後期高齢者支援金分を合わせて1人当たり2,317円、1世帯当たり3,917円、全体で687万3,300円の増加となります。医療の高度化が進む中、だれもが安心して治療が受けられる国民皆保険の制度を維持するために、今後とも住民負担の軽減を図りつつ、単年度だけを考えるのではなく、長期的な視点に立った安定した国保運営をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

一般会計からの繰り入れで負担の増加をやめる考えはないかということです。ここの一般会計の分が基金というぐあいに変えたいということですが、一応一般会計で答弁書をつくっておりますのでこれで答弁させていただきまして、再質問の中でまた議論を深めたいというように思ひます。国民健康保険は、職場などによる医療保険に加入していない方々で構成される地域単位の医療保険制度でありまして、病気、けがなどに対して必要な給付が安定して受けられるよう支え合っている制度となっております。国民健康保険の運営は、保険税、国庫負担金、その他の収入金を財源として保険給付を中心に事業を行う独立事業的な性格を持っております。しかしながら、他の医療保険とは異なり事業主負担がないこと、所得の低い方、退職者など比較的保険税負担能力の低い被保険者の加入割合が高いなど構造的な問題もあり、国、地方が一体となって国民健康保険事業の安定化を図ってきているところでございます。

一般会計からの繰り入れにつきましては、事務費に対する繰り入れ、出産育児一時金に対する繰り入れ、保険料軽減分に対する繰り入れなど繰り入れの根拠を明確にし、法に基づいた繰り入れを行っております。保険税の算定におきましては医療費の伸びや所得の動向により設定しておりますので、医療費に係る不足分を一般会計からの繰り入れで補うことは町民の方が納められた税金から賄うこととなります。国民皆保険の立場からも他の健康保険に加入されておられる方々の負担が生ずることとなり好ましいことではないと思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

最後に、都道府県が保険者で実施することを望んでいることに対してどのような考えなのかということでございます。国民健康保険の保険者を都道府県とし保険規模の拡大を図る背景には、国保連合会を中心として全国町村会でも全国大会の場などで県への一本化を要望していることがございます。これは財政単位を市町村としている国民健康保険におきまして、被用者保険に加入されていない自営業者とその家族だけでなく、退職された方や無職の方など低所得者や高齢者の割合が高いという構造的な問題から財政基盤が脆弱であり、医療給付の増加に伴う保険税の引き上げが困難になってきていること、市町村間で人口規模、高齢化率に差があることにより保険税負担、運営体制、保健事業の推進などに格差があることなど構造的な問題がございます。都道府県を保険者とすることにより県に義務づけられている地域医療計画の策定につきましても、県レベルでの計画策定のため医療提供体制のあり方への保険者として積極的な関与や受けたい医療サービスと支払う保険税が適正であること、効率的な医療サービスを提供する体制が構築されるのではないかと考えます。さらに、一定規模の保険者になることにより、人口規模や高齢化率の差による市町村間の格差が大幅に平準化され、安定的な運営が望まれます。しかしながら、その一方で、保険税の徴収事務や住民に密着した特定健康診査などの保険事業の実施、保険税を平準化することで地域保健活動などにより保険税を安く抑えている市町村では、従来に比べ保険税の水準が上がる可能性があるなどの問題点も想定されます。いずれにしましても、保険料の水準、それに対する財政負担の問題など今後検討すべき課題は多数ございますけれども、国保財政の安定的運営のためには一定規模の確保が必要であり、一つの区切りとして県単位での広域化が適当であると考えております。国保制度と医療計画、保健事業が都道府県内で一体的に運営をされて効率的・効果的なサービスを提供するためにも、広域化につきまして要望を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、再質問で深めていきたいと思っておりますので、どうぞ答弁よろしく申し上げます。まず、質問の順番で行きますので答弁の方をお願いしますね。

生活保護のことなんですけども、先ほど町長から答弁では影響を受けるのが38項目と言われたと思います。保育料だとかそういうことですね。私は、該当されている方はもちろんですけども、取り巻く影響が非常に大きいと思うんです。特に子育て最中の方だと保育料、さらには私立高校なんかでは大変な負担になっているというようなことがあって、そこら辺が見直されるということについては日々の生活に相当食い込むであろうということが予想されるわけなんですよ。

私は、ぜひこういう基準の引き下げにはやはり反対だというぐあいと思うんですけども、町長の答弁では物価のとことかそういうことを考えれば一定がやむを得ないではないかという答弁だったと思うんですけども、今もやっぱりそのとおりに考えておられるでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。

これは、社会保障の審議会で5年に1度、国民的な全国的なそういう低所得者世帯等の動向とかを勘案しまして見直すことになっておりまして、景気がよくなれば上がる場合もあると思えますし、相対的に下がっている場合は下がるざるを得ないという制度上の部分もございますので、これにつきましてはある程度いたし方ない部分でありまして、その影響をなるべく緩和するように制度上調整していただくというような格好で対応していただくというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この後、5人目の質問者であります植田議員がアベノミクスのこととで取り上げてやると思うんですけども、今、安倍政権ができた当座、非常に株価が上がるとかそういうようなことがあったんですけど、それで非常に潤った方もあると思うんです。しかし、その反面、そういうことに参加してない人については、逆に円安によって、何ていうんですか、非常に物価が上がりつつある状況だと思うんですよ。そういう中で、これについて、町で生活保護法を決定するものではありませんので言いませんけども、しかし、そこら辺のこともやっぱり十分今後の町政では考えるべきではないかということをおし上げておきます。

それから、申請書のことで触れたんですけども、町長の答弁では現在とはそうあんまり変わらないということだったんですけどね。しかし、よくよくこれを見ますと、申請書の中に書類の提出人、収入、就労、あるいは求職活動、親族の扶養義務の強化、そういうようなことが押しつけられるわけなんです、つまり。親族に保護の開始を通知しなければならないということなんです。だから、仮に私、亀尾共三が生保を受けるようになったら親族に亀尾共三は生保を受けるようになったんだよということを伝えること。それから、もう一つは親族の収入、遺産、そのような、などの情報も、官公庁を通じて日本年金機構だとか銀行だとか勤務先、そういうところに資料提供や情報を求めることができるようになってるんです、法の29条1項ですね。そうすると、仮に私がそういう状況になった場合に、兄弟なんか同居していませんから、あなたの収入一体何ぼだとか、そんなこと聞けませんよ、実際。私は、いわゆる今でも、この町の、該当のところはそんなことがないと思うんですけど、全国では来ても申請書を渡さない、いわゆる水際作戦

としてそういうことがやられてると思うんですよ。今でさえ大変な状況であるにもかかわらず、このようなことがなされたら町内でもちゅうちょされる人があると思うんですけども、そこら辺についてはどのようにやっぱり考えて、現行と変わらないじゃないかということではないと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。

生活保護は御存じのように公的扶助で最低限の生活を保障して自立を助長するという制度になっておりまして、国の定めた基準と本人さんの収入と比較して足りない部分を給付していくというような格好にお金の部分ではなると思いますが、実際に法律の中で、その他、生活保護法以外の法律、制度を使った後、なお足りない場合、生活保護で支援していくということになっておりまして、民法に定める扶養義務者の扶養もこの法律の方に優先して行われるということが明記してございまして、一応、親、子供さん、それから兄弟さんにつきましては、民法で絶対的扶養義務者というふうになっておりますので、一応原則照会、支援をしていただけないかという照会はさせていただくようになっております。それで、法律的にそれを強制的に出していただくというような格好にはまだ今のところはなっておりませんので、御本人さんとかと御相談していただいて支援ができればしていただくという格好になるというふうに理解しておりますし、それから申請書の書類につきましても、今までと出していただく部分については変わりませんので、その都度きちんと説明をしていただけて出せるものを出していただけて、そのときわからないものについては、後で調べたり御一緒に確認とったりさせていただいております。それと、扶養義務照会、所得の照会につきましても一応27条ですかね、議員さん言われましたように照会することが他の機関でできるようになっておりまして、定期的に必要に応じて扶養義務者に対しての、所得があるかどうか、課税、非課税とか、課税所得があるような場合は確認させていただいて、また扶養照会をさせていただくようなこともとらせていただいております。ので、返事として扶養はできないと、こういう理由で扶養がなかなかできないと、金銭的な支援ができないということでしたら、それはそれでまたお願いしますということはこちらの方からも言っておりますので、どうしてもそこで申請を阻害しているというふうにはちょっとなかなかね、個人的な部分に立ち入るところもでございますけども、生活保護制度自体が、そういう何ていうかきちんとそういうところまで聞かせていただけて決定せざるを得ない部分がございますので、御理解をいただけたらと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 所長、ちょっとお聞きするんですけども、先ほど言いましたのは資料提供や情報を求めることができることは、求めなければならないとはなっていないんですけども、そこら辺についてはやはり十分その人の立場を考えて相談に乗ってあげるということをすべきだと思うんですが、そういう考えになってもらえるでしょうか、どうか、もう一度。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。

そういう照会につきましては、御本人さんにわかる部分はお話をさせていただいたりしますけど、所得照会等は役場と役場の間ですので兄弟さんがそれをわかるということはないと思いますので、うちが照会して初めてわかるというような格好になると思いますし、なるべく町民の方のそういう心情は理解しながら、お話をしながら対応をしていくということは今まででもやっておりますので、今後もそれ以上の気持ちを持って対応していきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 役所内部の範囲で調べるというか、調査するという段階ですね。

もう1点、ちょっと聞くんですけども、低所得者でしてね、町内におられるんですよ、そういう方が。低所得者であって、しかも扶養義務者がもう既にいらないという人。その人が、仕事の意欲はあるんですけども職場の方で制限されておって、例えば土日を除けば20日は働く機会があるんだけど、あなたはここまでしか出てもらっちゃ困るということで、非常に低生活をやられておられるんですよ。そういう方についてはやっぱり別な配慮ということも必要だと思うんですけども、そういう方については、私は憲法25条で生存権のことがありますしね。そういうことは十分配慮すべきだと思うんですが、その件について、最後この分についてお聞きします。この項についてお聞きしますので、答弁をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。

今、働いておられて収入が少ないという方の支援をどうするかというふうにお伺いしたと思いますけども、まずは、できましたら相談をしていただいて、再就職とか、そういうところの情報提供とか、そういうことをまずはやっていかないといけないんじゃないかというふうにご検討しております。ですので、そういう意味では、今ハローワークの方に職員を派遣させていただいて、そういうノウハウとかいう分を研究させていただいておりますし、今現在もハローワークと連絡をとり合いながら、そういう方がおられたらまた紹介をして行っていただいてお話を聞いていただくとかいうことも対応しているところでございます。実際に、おけがとかかれて就労が限られて

いて収入が少ないというような場合は、生活保護の基準に該当するという場合は生活保護になっていただく決定をして、その後に自立のためにいろんな就労のお手伝いをさせていただくというような場合も出てくると思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう1点、これもう1回あれなんですけども、生保のことですけども、働く意欲はあって就職活動もやっておられるんですけども、今、非常に働き口がなくて、年齢のためにどうしても解決できない職場がかなりあるんですよ。一定の経験も持っておられるんですけど、そういうようなことですから十分その点もやはり考慮されて、ぜひそういう方への支援をお願いしたいんです。怠けて結局、嫌だ、嫌だ言っておられるわけじゃないので、意欲持っておられますので、生活の。ぜひ配慮していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

先ほど、集落支援員のことについてお聞きします。

まず、いわゆる20年の4月からこれが始まったということでされたんですけども、ところで聞くんですけども、実はふるさと雇用再生特別交付金の中で防災コーディネーターも地域振興協議会に置かれたと思うんですけども、それについては、これはちゃんと書いてありますね、事業の内容について。いわゆるその後の事業、いわゆるスタートした事業が継続性が見込まれるものであって、該当する人は3年間が限度だということなんですけども、そのことについて今、どういふぐあいになってるんでしょうかということをお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。お答えします。

その後どうなっているかというのは雇用の継続性という趣旨でございましょうか。

御指摘の件ですけども、雇用を継続しております。3年間の防災コーディネーターの経験を生かして、引き続き協議会で事務局職員として雇用を継続しておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうしますと、これが7つの振興協議会に各1名というぐあいで、今も配置されているわけですか。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 防災コーディネーターの人数ですか。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

基本的におっしゃるとおりでございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 基本的という意味がわからんですけども、そこら辺をはっきりしてください。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

7 協議会のうち 1 協議会は防災コーディネーターの任期が終わられて、御本人の御都合で協議会への継続雇用を希望されませんでしたので、ほかは継続でございますけども、という趣旨で基本的に申し上げました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は採用のことを言ってるわけではないですよ。防災コーディネーターでおられて、3年間ですか、やられて、その方がずっと同じ人じゃなきゃいけないというわけじゃなしに、この事業の継続性を言ってるわけですよ。人の継続を言ってるわけじゃないんですわ。その点すると、7つで始まったもんが6しかないということになると、1つは継続してないということですか、この事業は。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） お答えします。地域振興専門員、長尾でございます。

事業は継続しております。ただ現在は、かつて防災コーディネーターだった人が前面に出ることは余りないというふうに認識しております。それはなぜかと申しますと、具体的には協議会の総務企画部というところでおおむねこの協議会も防災活動をやっていただいておりますけども、そこが中心となって今はやっておられますんで、そして、かつての経験を生かして元防災コーディネーターも一緒にやっておりますので、議員が御指摘の事業の継続性というのは今、すそ野が広がった形で続いております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私、ようわからんですよ。あれでしょう、継続性で防災コーディネーターを置くということで7人置かれたわけですね。それが7つの地域振興協議会に1人ずつ配置されたと思うんです。ところが、今1人はそれだなくて、経験はあるということなんですけども、つまり7人あったもんが6人になったということは、1人がその事業がなくなったということに理解すべきじゃないですか。どうなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

防災コーディネーター事業は21年から23年の間、ふるさと雇用の関係で県が基金をつくってやった事業でございます。それは、こういう防災事業の普及とかそういうものに対して目的を持って設置をされた。これ3年間ございまして、その後については、この事業としては本来そういう事業をそのままの形で人を固定してやるというのが筋かもしれませんが、これはあくまでその先の、何ていいますか、基礎をつくるというものでございましたから、その中で事業を、今専門員が申しましたように振興協議会の中の事業の一つとして防災というものをとらえながら、そこで人をその分にあてがっていきながらやっているとということがございます。ただ、これが今のふるさと基金を使ったその事業ではなくて防災事業でされてるということがございますので、決してその人がやめたからといってこの防災コーディネーターの事業そのものの趣旨がなくなったというものではございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は非常に問題点があると思うんですけど、時間の都合上あれですけど、非常に7人でスタートしたのが6人になって、それでも事業は継続しているなんてそんなばかなことが通るわけないと思うんですよ。

でも、これをずっとやってもいけませんから、集落支援員についてなんですけども、じゃあ聞くんなんですけども、集落支援員が先ほど町長の最初の答弁では20年が2人、21年が2人、22年が8人、23年も8人、24年は15人ということになったんですね。ていうことはつまり、24年度は7つのところに2人ずつ配置して、そして1人は庁の中に置くということだと思うんですけども、これが先ほど募集はどうされたんですかということなんですけども、町長の答弁では各集落ごとに募集をかけたということだったんですけども、その方法としてどういうことの周知で募集をかけられたんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域専門振興員、長尾でございます。

事務局職員の皆さんの募集については、それぞれの振興協議会で募集をしていただきました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私がお尋ねしてるのは、どういう方法で広報されたんですかということを知りたいんです。地域振興協議会で採用されたというのは先ほど町長の答弁でありましたよ。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

各協議会におかれましては、その協議会のエリアの中で募集の文書を回覧で回されたり、それから、回覧ですね。今、手元に私がちょうどしておりますのは地域内での回覧で募集をしております。そのほかにも張り紙等の掲示などでも募集をしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 専門員は多分知っておられると思うんですけども、回覧をされたのは7つのうちどれで、張り紙はどれかわかりますか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

現在、私の手元に資料として持っておりますのは、平成25年からの事務局職員さんの募集でございます。法勝寺地区とそれから大国地区のものを持っております。それ以前のは入手しておりません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確かに25年は、私も法勝寺に住んでおまして、それは見ました。しかし、スタート時点からはどうなのでしょう。ここに総務省が出した要綱というんですか、それを見ますとあれですよ、集落支援員は人材はどうかということになると、地域の実情に詳しい人材で集落対策の推進に関してノウハウ、そして知見を有した人材を集落支援員として委嘱するというぐあいになってるんですよ。そういうことで審査を十分にされたのでしょうかということと、最初の20年度のスタートの時点からはどうだったのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） お答えします。地域振興専門員、長尾でございます。

20年度からの事務局職員の募集につきましては、きちんと各協議会の方で審査をして、条件に当てはまる方を採用していただいております。あわせて、やはりその後のお仕事を通じての経験値の蓄積というものもやはりあると思います。今、おっしゃいました総務省の通知に全部100点をとれる人というのはなかなかございませんので、やっぱりやりながら高まっていくということもこれは一般的にあることだと思いますので、数値100点満点ということでは決まないとちょっと遠慮がちに申し上げますけども、今立派にやっただいておりますので適正な審査を経てということは間違いのないと思っております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私はね、じゃあ、もう1点聞きますが、集落支援員というのんは地域振興協議会の職員としての仕事をされてるわけですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

おっしゃることは協議会の仕事をいたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これ、またあれなんですけども、総務省の資料を見ますと、専任ということになってるわけですね、お金が。こう書いてありますよ、いいですか、ちょっと読み上げますけども、地方自治体が地域の実情に詳しい人材で集落対策の推進に関して、先ほど言ったようにノウハウ、知見を有した人材を集落支援員として委嘱。集落支援員が集落の目配りとして集落の状況を把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間で話し合いの促進等を実施するということで、そこで書いてあるんですけどもう一つ、査定、いわゆるこれは特交で来るわけなんです、全額が、特別交付税で。算定の対象となるのは支援員1人当たり350万円を上限、もう一つ、他の業務との兼任の場合、1人当たり40万円を上限とすると、こうなってるんですよ。私ね、出された資料を見ると、全額であれですよ、1人当たりが、ちょっと待ってくださいよ、年間に20年度が2人で454万1,000円、21年も2人で459万円、22年8人で1,585万9,000円、23年8人で1,697万1,000円、24年は15人で3,117万5,000円となってるんですよ。つまり全額じゃないですか。先ほど専門員がおっしゃったのは、事務職員としてやってるということは、兼職じゃないですか、どうなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

議員がただいま朗読されました資料の後段に、集落のとらえ方として集落とは小さな村もあれば小学校単位、そして我が町がやっておりますような地域振興協議会という集落の集合体、ないしは小学校単位、旧村単位のものも広くとらえてくださいと、その振興を図るとというのが集落支援員の仕事ですということでございます。ちなみに兼職云々とおっしゃいましたが、現在の事務局職員が地域振興協議会の事務局員とイコールになるというふうに国も県も言っておりますので、兼職ではございません。参考までに申し上げますと、兼職というのは、県内のよその市町村もやってらっしゃいますけども、区長さんとの兼務とか農業委員さんとの兼務とかそういうことを指す兼務で、その場合は最大40万円しか払ってはいけませんよということでございますので、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 専門員がそういう解釈されてるといことがはっきりとわかりました。

もう一点ちょっと聞くんですが、ここに集落支援について総務省が出した分があります。こう書いてあります。集落支援員は市町村職員と協力して住民とともに集落点検を実施するということになってるんですが、これは職員もここに一緒に参加してやるんですか。私が法勝寺だより見ますと、地域振興協議会の会長、副会長、そして事務職員の方が町の職員と一緒に行動して云々したということは、私はあんまり見んですけども。当然、私はこういう文で総務省が出したというのは、住民とともに人口、世帯数の動向、それから通院、買い物、共同作業の状況、農地の状況、これはやはり公職にあるいわゆる公務員じゃないと、このことにいわゆるプライバシーの件に係りますから、当然これはやるべきだということで総務省が出してると思うんですが、現状はどうですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 行政と集落支援員の協力ということでございますけども、これについては具体的に申しますと、連れ立って一緒に歩いておることは余り見られないのは当然でございますけども、町とそれから協議会は毎月1回定例で連絡会というのを持って、各課から提出議題が出されたり、それから協議会からの御要望をいただいたりいたしております。こういうことが協力ということになるんじゃないでしょうか。また、各部署、ここに課長さん方おられますけども、各課の方も事あるごとに振興協議会にお邪魔をしていろいろな案件について御相談したり、協議会でやっていただいたり、町が協議会の業務に御協力するということを日常的にやっております。あわせて、今農地の話も出たかもしれませんが、これらあたりも産業課長、事務局長さんがおいでですけども、やはり協議会と地域の実情の細かいとこまで御相談しながら進めておるとございませう。農地に限らず、教育もそうですし、福祉もそうですし、その姿はなかなか住民の皆さんには見えないかもしれませんが、日常的に連絡や協力は行っておりますのでそのことを申し上げて、以上で御説明を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、決して今の地域振興協議会で働いておられる事務員の方がおかしいと言っているわけじゃなくて、そのやり方が、町の、ことについてこうして聞いてるわけですが、もう一点聞くんですけども、実際、事務で、しかも集落支援員の位置づけでおられる方にきちんと仕事の内容はこうこうこういうこと、すべきことはこういうことですよということ

が伝えておられるのかどうなのか、この点についてもお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 具体的に募集の際、示してあります。ただ、募集ですので事細かに、微に入り細をうがつというわけにはいきませんが、その後の面接、それから入られた後の説明等できちんと、協議会の使命から具体的な業務までお話を申し上げておられます、協議会の方。それより何よりやはり住民の皆さんも当初から随分と年月が立ちまして、地域振興協議会というのはああいうことをするものだということの理解も深まりましたんで、決して説明せんでもええということではないんですけども、議員が今、御指摘の点については、十分説明が採用前、採用後なされているというふうに御理解いただきますようお願いいたします。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私、この議会の場にいるんで、当初予算のときに予算説明書であってその中で質疑が同僚議員らからいろいろかけられて、ああ、そういうことかということ思ったんですけども、地域の住民の人が、集落支援員というものがあってどういう仕事をなされてるかということは、知ってる人はほとんどいませんよ、私、近所で聞いたんですけども。私はね。どうでしょうか、集落支援員というのはこういうものであるということ、集落支援員、事務員として今仕事をされている方にもちゃんと地域でそういうことを、私らこういう仕事ですということも言う機会も与えてあげるし、行政としてそういう制度があってやっておりますということもきちんと出すべきだというぐあいに思いますが、いかがでしょうかという。あわせてもう一つ、委嘱状なんですけども、これどうでしょうか。この総務省から出した分には集落支援員では地方自治体から委嘱状の交付等により委嘱を受け、集落対策に従事するものであることというようになってるんですけど、委嘱はどこが出してるんですか、委嘱状は。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

まだ皆さん御存じでない方がいらっしゃるとしたら、今後ともいろいろな場面を通じて集落支援員というものの使命や具体的な業務については、これはアピールすべきだと私も思います。

それから、委嘱状でございますけども、これにつきましては協議会の方から雇用条件通知書という形で委嘱をしていただいております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ということは、確認なんですけども、行政からはこれは直接集落支援員には委嘱状は出してないということですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 出しておりませんが、と申しますのも、議員が先ほど総務省からの通知ということで御紹介いただきましたが、これは平成25年の3月29日、これ金曜日として、要するに24年度内に出したよというアリバイを総務省はつくりたかったんでしょうけど、再度申し上げます、25年の3月29日付で出された通知でありまして、それまでは委嘱とかいうようなことを全く、委嘱もですし、それから要綱をつくれというようなことも全くなかったものですから、ただそれではいかんということは、町の責任としてこういう集落支援員というものを位置づけるんだから、町も例えば条例をつくったり、それから協議会の規則を、各協議会に同じものをつくっていただいたり、それから交付金の要綱をつくっていただいて、その中にきちんと支援する旨のことを書いたということできちんと責任は果たしておりますが、それまでは国自体はそういう規則を持っておりませんでしたので、町から直接ということではございません。具体的に、それでもと思って総務省の方に、うちはこういう形でやってるんですけどもいかがでしょうかということをお願いをいたしました。回答は、今度設置されることからそういうふうには要綱をつくってやってくださいねという回答を得ております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど専門員が言われたのは24年度のもうぎりぎりの段階であって出されたこの総務省の文書だということなんだけれども、25年度はもうこれ生きてるでしょう。どうなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 25年度、本年度からそのことも国の方ともちょっとお話をしたんですけども、募集は先ほどの要綱が出る前に募集のアクションを開始しておりますので、今度新規で採用されることからということで先ほど申し上げたとおりですが、要綱は私、担当者として、そういうことならつくるべきであるというふうには考えております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 要綱のこともそうなんですけど、私がこだわるのは、集落支援員は地方自治体から委嘱状ということをおっしゃってあるんですよ。24年度まではよかったかもしれないけども、25年度からもうこれは使わなければいけないということであれば、それでこだわって聞いてるわけなんです。そうすると、25年度は地方自治体、つまり町から、恐らく町ということになれば町長の名前でですけども出されていると思うんですけど、先ほどの答弁でいくと、協議会の方から出したというようなことをおっしゃったんですけど、そうでしょうか。

- 議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。
- 地域振興専門員（長尾 健治君） 協議会の方から雇用条件通知書という形で出していただいております。
- 議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。
- 議員（12番 亀尾 共三君） たびたび総務省によく相談されてるようですが、これも総務省がゴーサインだったのですか、このことについて。
- 議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。
- 地域振興専門員（長尾 健治君） ちょっと待ってくださいませよ。（「次の募集からでええって言いよったがん」と呼ぶ者あり）お答えします。言い方は悪いですけどすべてのことを正直に話しまして、先ほどの答えで次の募集からということになっておりますので、全部もう正直に長々電話で話しました。以上でございます。
- 議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。
- 議員（12番 亀尾 共三君） 驚きましたね、国もいいかげんだね。我々の税金の使いがこんなずさんなことをやるわけですか。腹立ちますね。皆さんもそうだと思いますよ。もっときっちりと行政の一番の最高のところですから、国の機関はね、それがこんないいかげんなことやるということは、ここで言うともたしかられますので言いませんが、税金払うけども、その先は言いませんけど非常に考えるべきだなというぐあいに思いますね。
- 時間がありませんので、最後に国保のことに移りますが、先ほど私の言い方を変えました。つまり、一般会計からの繰り入れで値上げをやめるべきだ、負担増をやめるべきではないかということを行ったんですけども、基金を取り崩した結果が3,054万5,000円、基金がまだ残るわけですね。そうすれば改正後と改正前で税額、いわゆる町が入ってくるお金が幾らかということは、この資料を見ますと623万2,000円ですね。ですから、3,000万ある中の620万何がしはね、どうです、これね。もう少し、もう少しというかこの金額を基金を取り崩して補てんをして、そしてこの負担増はやめるようなことを考えるべきだと思うんです。右肩上がりでどんどん収入がふえてる状況でしたらいいかもしれませんが、本当に今、給料が下がってる、そしてまた、年金も後期高齢者に該当すれば別ですけども……（「時間がなくなりました、まとめてください」と呼ぶ者あり）そうでないところは本当に大変な状況なんです。負担増を軽減することからもぜひやるべきだということと、それからもう1点、時間がありませんのであわせて言いますが、この後期分、いわゆる後期高齢者の分が非常に大変だということでこれも値上げの大きな理由になってるわけなんです。ここで、最後にですが言いますが、国の

答えはこうなってます。地方六団体の意見が6月5日、ことしので出てこうなってますね。国民会議では国保の保険者を都道府県とすべきとの議論がなされているが、国保の構造的問題を抜本的に解決し、将来にわたる持続可能な制度を構築することとした上で国保の保険者のあり方について議論すべきである、こういうぐあいにはちゃんとあったんです。ですから、町長、やっぱり現状のままで県一本にするということは非常に無理があると思うんですが、あわせて最後にこれを質問いたしますので、答弁をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

先ほど答弁書でお話ししたとおりでございます。それから、議案審議のときにも申し上げましたけれども、一定のお金を持っておりませんと請求が来たときに手元に金がなければ払えんようになります。したがって、3,000万円ございますけども、これを全部取り崩して使ってしまうと、もしも予定しておいた医療費よりも高くなったときには払う金がないということになります。年度途中ででも保険税の値上げでもお願いせにゃいけんというようなことも起きんとも限らん。したがって、保険を運営していく立場からいいますと、9.8ですか、10%ぐらい医療費が増嵩するわけですから、幾らかの資金は持ってありませんといざというときに対応できないということをこないだも申し上げました。ひとつ、そこは責任ある町政を遂行するには、みんな使ってしまうわけにはなりませんよということをお願いしたいわけでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

それから、今の国保の都道府県化というのをありましたけれども、厚生労働省が試算をした、国保新聞に掲載になっておりますが、一番大きいところで平均保険料と最小の保険料の、平均と最小の差が3.5万円以上、4万円なんてのもあるわけですね。ですから、県が一緒になったために、県一本になったために4万円ぐらい上がるというようなところもあるという試算が出ております。特に、例えば三宅村ですか、東京都の三宅村は年間4万円の引き上げが必要だというようなことは出ておまして、結局そういうものを前面に出せばなかなか一本化というのは進んでいかないと思っております。だけど、実態としてそういうのがあるわけですから、やっぱりそういうところのきちんとした手当てをしながら、なおやっぱり保険財政を大きくしていくということによって安定化を図っていくということが私は必要ではないかというように思っているわけです。

鳥取の場合は1.5万円以上2万円未満でおさまっております。ですから、1万5,000円から2万円ぐらい差があって、安いとこと高いとこの差ができてくるということでございます。一緒になるときはこれは当然財政調整ということはあるべきでありまして、そういうことを当

然制度の仕組みの中で仕組んでいかんといけんというように考えておりますが、それにしてもやっぱり、どうですか、何年も保険税が高い、高い、高いということをずうっと言い続けられ、我々もなかなかそういう声に十分にこたえてこれなかった、一定の制約はあるのでこたえるわけにもいきませんけれども、そういう限界というようなものが亀尾議員も感じられるのではないかと、このように思うわけです。やっぱり大数の法則という、これは法則があるわけですから、一定の規模がないと保険は成り立たんというのがあると思います。そういうことをひとつ御理解をいただいて、大きなところではそういうことを展望しながら、身近なところではやっぱりとにかく回していかと、毎日医療費を給付しなければいけん人が現にあるわけですから。したがって、保険を回しながら、南部町の国民健康保険はバンザイしたので保険は給付できませんちゅうようなことにならんように、迷惑をかけんようにせんといけんというのが私の考え方でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もうほんの終わりですから。これ、言いわけじゃないんですけども、地域専門、支援専門員ですね。これ何だったかいな、地域支援員。これについて……（「集落支援」と呼ぶ者あり）集落支援員、これについて私が言ったのは、決して今そこにつかれてる方が怠慢だとか、そういうことで不満で言ったわけではなくて、システムからいったらおかしいんじゃないかということから質問出したわけでありませう。その点は誤解のないようにしていただきたいということと、それから、やはり国が言うことについては非常にいいかげんだということがはっきりとわかりました。それから、国保の分については、また国保の議案がありますのでそのときについて深めたいと思ひます。以上で私の質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩45分まで。

午後2時25分休憩

午後2時45分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

続いて、8番、細田元教君の質問を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 8番、細田でございます。

きょうの質問は大きな項目で1点でございますが、少子高齢化対策でございますが、この問題は過去にも一度質問したことがございまして、今、南三陸町に行っております森岡総務課長のときでした。後であんな大きなことを言うじゃないとおしかりを受けましたけども、今この問題が日本全国どこも大事な問題になっております。なぜならば、これがことしの3月27日に社会保障・人口問題研究所が全国及び都道府県の人口推計を2040年までの分発表されたんです。そこに少子高齢化が顕著にあらわされ、このごろの新聞報道によりまして日本全体が危機的な状況に今あると、そのような新聞報道がちょいちょい出るような今、昨今でございます。

日本全国がそのような状況にある中では、当然私たち市町村、鳥取県を含めた市町村にもその影響は及んでまいります。ちなみにその推計でございますが、全国では2010年を基調としておりますけども、2010年に日本全国1億2,800万、人口があります。それが2040年になれば1億727万、84%まで下がる、84%になるということなんです、全国で。一番の分かれ目が2025年でございますが、これはあんまり数が大きいのでぴんときませんので、これを今度は鳥取県と南部町にちょっと調べさせていただきました。

鳥取県では、最初の基調となる2010年には58万8,000人、人口がありました。2025年、あと10年後ですね。これは、25年というなぜこのキーワードになるかということ、この介護保険もいろんな制度も大概25年を焦点にした制度に今だんだんと組み込んでおります。2025年に鳥取県の人口が51万9,861人、2040年には44万1,000人になるんです。鳥取県が2010年を基調としましたならば75%になると、その当時。25%も人口が減る、その中で一番心配しているのが0歳から14歳、今鳥取県のことを言っております。が、2010年では7万8,000人おった人口が2025年では5万8,700人、2040年では4万6,180人、59%になる。一番働き盛りの15歳から64歳、2010年では鳥取県は35万5,000人おられました。それが2025年には28万2,000人、2040年に22万6,000人になると、64%まで落ちちゃうと。このように0歳から64歳まではもうほとんど六十四、五%までなっちゃうんです。かわりにふえるのが75歳の人口、これが2010年のときは8万5,900人おったのが2025年には10万4,800人とふえちゃう。このことが全国的にもこれが問題になって、介護保険とかこれに向かって今いろんなことを、制度をやってますけど、それが2040年になれば10万5,000人、1.23倍、23%もふえるんです、高齢者がふえる。高齢化率も、今2010年では26.4%のが2025年には34.4%になると、2040年には38.2%になると。このような状態で、鳥取県全体でも人口が2010年に比べて75%にまで落ちちゃうと。

それで、県もそのように落ちたら、ほんなら我が南部町はどうなるか。この鳥取県全体の市町村のデータ全部ありますが、結論から言いますと、鳥取県南部町、2010年ときは人口が1万1,536名でした。2025年、これは25年3月の分、ことしの3月の推計でございます。9,665名になります。それが2040年になれば7,739名と、67%、33%も人口が南部町減ってくると。それでどのような現象が起きるかというのは、もう今、前の質問者だった亀尾議員が言われましたように国保会計等にも影響があります。一番の考えられるのは特別会計、私たちが持っております水道事業会計、下水道、上下水道ですね、病院とも、そのような特別会計持っているところにもろに響いてくるのがこの人口減少なんです。このインフラ整備をたくさんした、この利用料をもってその制度を維持する、これにもろにかかってくるのがこの人口減少の大きな問題でございます。ちなみに南部町、0歳から14歳までが2010年のときは1,471名おられました。2025年、あと10年後ぐらいですね、これが4,973名になります。414名の減少です。ごめんなさい、失礼、取り返します。2010年のときは1,471名でした、0歳から14歳までね、それが2025年になると964名でマイナスの121名、それが2040年、今オギャアと生まれて40歳になったらその数が732名になると、マイナスですが。そのとき2010年と比べたらもう0歳から14歳、中学校1年生ね、小学校卒業するまで、5割になっちゃうんです。働き盛りの15歳から64歳の方、我が南部町2010年のときは6,617名おられたんです。それが、2025年になったときには4,973人になると、ここで414名も落ちちゃうんです。2040年になれば、それが3,849名になってマイナスの449名、最初と比べて58%になった、42%も減になると。一番働き盛りのところが半分になっちゃうと。ちなみに75歳以上はどうなるかといいますと、2010年には1,907名おられた方が2025年では2,228名になって210名もふえると、それが2040年になれば2,013人、マイナス180人、これでもう6%ふえますけども、この辺からおかしくなっちゃうんです。人口減少のもろです。子供も減る、お年寄りも減るってのはこういう現象、この辺からなってます。2025年までは子供も減るし、75歳以上がふえるっちゃう、これが今、大きな問題になってるのが国全体だし、鳥取県もだし、我が南部町もなんです。子供が減ってお年寄りがふえる、それで今の介護保険制度等がこの2025年をターゲットにいろんな政策制度を設けておりますが、2040年になれば全部減っちゃうんです。それでどうなるかというような話になります。

これが今回の一般質問では、特にこれをとめるために、この言いました人口減少の歯どめ政策、これをとめるためにはどうしても我が町に子供さんがたくさんおらにゃいけんし、若者が来ても

らわにゃいけん。こういうことを今回の質問で我が町にこれから10年、20年先の施策を打っていただきたいのが今回の一般質問でございますが、一番早いこと手を打たにゃいけんのがこの問題です。これが数字で出ておりました。ちなみにこの西部管内で人口がふえる町村が1つありました。日吉津村なんです。日吉津村が2010年と比べたら5%ふえてる。一番危機的な状況なのは、あんまり言いたくはないですけども、日南町さんがもう47%になります。日野町さんがもう50%になります。江府町さんも55%になる、今の人口よりそのぐらいに減っちゃう。こういう状況で限界集落及び限界市町村も出かねない状況がこないだ人口問題研究所が発表になりました、全国の国の方も今もう危機的状況であるというようなマスコミでいろんなことが今ささやいとるし、制度が着々と進んでおると思いますが、これは同じ情報は皆さん方も持っておられると思いますけど、他町の市町村も全部持っております。そういう、これに向かって施策を今打ち立てようとしておられると思いますけども、ここで町にお聞きしたいのは、最初に言いましたように高齢者問題は9月議会にこれについて質問させていただきますが、今回は少子化、特に人口減少を歯どめさせる政策と、特に少子化問題、これについてどのような制度、政策されるのか、お聞きしたいと思います。あとは町長の答弁をお聞きしまして再質問させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えいたしますが、大体このすべての施策の根本になるのは人口ということですが、この人口問題研究所はほとんど当たったことがないというのが過去の経過でしたが、ただ人口減少については案外当たったんですよね。そういうことも踏まえながらちょっと答弁をさせていただきますと思います。

本年4月、総務省統計局発表では、総人口が28万人減少し、2年連続の大規模な減少だと報じました。日本の人口減少がようやく我々の前に姿をあらわしたことになると思います。日本の人口推移を100年単位で見た場合、江戸時代後半の日本人口は3,000万人台であり、その人口が明治維新後急速に増加し、明治35年の、1905年の日露戦争終結時は4,800万人に達したと言われております。さらに、日本はその後の約100年間で8,000万人の人口増加が起こったことになり、まさにジェットコースターの急な坂を一気に駆け上がった感がございます。現在から45年後の2060年、人口は3,000万人以上減少し、9,000万人を割り込むと言われております。このことから、今日の現状はジェットコースターの頂上に立ってまさに下降する気配を感じ始めたところであり、このことが未来に対する不安や、ひいてはデフレの正体だという経済学者もおられ、人口減少問題は日本の最大課題であり、世界各国は日本の対応に注目していると言われております。

その中で、南部町の人口推計は10年後に1万人、25年後、8,000人を割り込むと予測されております。特に0歳から14歳人口と、就労人口である15歳から64歳までの人口が急激に減少する可能性が指摘されておまして、その結果25年後の年間出生数は30人台ということも考えられる事態であります。南部町の合計特殊出生率、女性1人が生涯に産む子供の数を推計した値でございます。平成12年が1.72、平成16年が1.50、平成23年が1.37、平成24年、1.31と下降しておまして、鳥取県の1.57、全国の1.41と比較しても低くなっております。子供の出生数は平成17年、18年は90人ぐらいでしたが、平成19年に65人になって以来、70人付近を推移しております。平成24年は70人の出生数でした。また、昨年11月に鳥取県が発表した鳥取県年齢別推計人口によりますと、南部町の人口増減数はマイナス49人で県下では3番目に少なく、増減率ではマイナス0.43%と県下19市町村中こちらも3番目に位置づけられておまして、人口減少は周辺町村に比較しまして現在は緩やかであることがうかがえます。

以上のことから、南部町の現状は、これまでの住宅施策を中心にした少子化対策の効果は一時期より低下してきているものの、下支えの効果は見てとれますが、合計特殊出生率が低い点など原因を精査する必要があります。南部町では本年5月、鳥取大学連携事業連絡会において、「人口減少社会に挑戦、子育て世代の定住対策」と題して、各課職員と鳥取大学法橋副学長ほか4名の職員の皆さんと意見交換をし、今後の施策について大学の協力を依頼したところでございます。

また、去る6月12日に行われました南部町地域づくり講座で講演をいただいた島根県中山間地域研究センター、研究統括監の藤山先生には、具体的な定住目標とその手法についてお話をいただきました。500人から1,000人当たり、南西伯程度の地域であります。毎年各1組の30代前半子連れ夫婦と20代前半男女の計5人の人口の流入によって地域の未来が変わるという具体的な指摘から、私たちの努力目標が見えてきた感がありました。このように人口減少社会の進行は今後急激に進むことは確実でありまして、具体的な数字目標を明らかにして、役場はもとよりあらゆる関係機関と連携した取り組みが必要であります。

今後の重点施策としてIターン、Uターン、Jターンを強力に推進していきたいと思っております。そのためにも役場の機構改革を行い、住む、働く、子供を育てる、学ぶ、楽しむことをトータルで支援する移住定住推進の部署を創設いたします。当面は各課代表による定住促進プロジェクトチームで課題を整理し、人口の自然減はいたし方ないにしても、社会増減の数値目標を明らかにして総力を挙げて取り組んでまいります。具体的には、空き家一括借り上げ事業、田舎暮らしお

試しホームステイ事業、果樹モデル園を活用した就農支援などの本年度からの新規事業の推進、180号バイパス周辺の住宅団地建設計画の推進、町内在住者の2世帯住宅や定住のための新築、リフォームに対する補助や固定資産税の優遇措置、子育て支援として一時保育や病児保育の検討、だれでもサービスが受けられる保育園と将来無料化の検討、放課後児童クラブの充実、児童館機能や図書館機能の整備・拡充、移住者の就労支援など多様な検討課題が集まっています。また、南部町の子供たちが生まれ育った南部町に残ってくれるためにも、就労場所の確保も重要な要素でございます。原工業団地の本年4月現在の就労者数は1,123人ですが、町内雇用者数は229人で約2割程度でありますし、西伯病院やゆうらくでは医療スタッフが慢性的に不足していますので、就労を希望する子供たちと町内企業とのマッチングも積極的に進めたいと思います。

昨日は消防学校で西部消防ポンプ操法大会が行われ、南部町からも会見第二分団の皆さんが会場していただきました。操法競技は消防技能を磨くことを目的に、身体能力と精神力、さらにチームワークが求められます。競技を応援しながら消防団長と団員不足が起こっている現状をお聞きし、私は高校生を中心に消防クラブを町が創設して、消防訓練を通じて若い皆さんに心身の訓練と愛郷心を身につけ、さらに高校卒業後には町内の優良企業への就職もセットにしてはどうかと、そういう提案もして話しました。若いうちに消防技能を初め、地域の人とのつながりを深め、さらに町内に就職することで、防災力はもとより地域に活力が生まれると、この話題で大いに盛り上がったところであります。南部町の文化や活力を次世代に引き継ぎ、この地域で安心して暮らし、そして子供を育てる環境を持続発展させるためには、人口減少社会や高齢社会に対するあきらめではなくて、地域に対する愛着と誇りをここに住む皆さんで共有し、みずからの暮らしを楽しむコミュニティーの創造が何にも増して重要であります。この地域でいにしえより受け継がれてきた農地や森林を守ること、ゆったりとした時間の流れの中で自立して生きることの価値を改めて評価をし、しっかりと施策をして支援することも大切であります。人口減少社会にあっても、ここに生きる人が幸せを実感できるまちの創造に向けて、今新たな気持ちでスタートを切りたいと考えているところであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今、るる述べていただきましたが、ちょっと再度、質問したいと思います。今、国では社会保障制度国民会議っていうのが開かれておられまして、また開かれて、僕の資料では1回から第8回までの分も持っておりますが、そん中で少子化対策というもんも当然ありました。その中に、国は、子育て支援は基礎的な自治体がリーダーシップをとって、地域の実情に応じた政策を、施策を展開することが重要であると、このように国民会議では言ってお

ります。要は、基礎的な自治体、私たちの町がリーダーシップをとって地域の実情に応じた政策をやりなさいということなんですね。これについて今、町長はいろいろ、るる言われました。確かに減少は他町と比べて我が南部町、いろんな政策で緩やかで成果はあっております。これは、固定資産税相当の還付の問題とか保育料の、たしか軽減措置等も含まれておりますが、そん中で全国を目に見ましたら、やっぱりよそがしないことをやらなければ我が町に人が来ないと。同じようなこととしてはもうだめだと。私たちが、我が町が今の定住促進施策、定住対策をやっても若干減りつつある。それで、今、町長答弁された、この人口減少は最大の課題でありますし、出生率がずっと12年から24年にかけて減りようとする。これはもう一度精査する必要があるとはっきり言われました。大学の協力を依頼したりしておられますが、ここで確かに日本全国、鳥取県でもだんだん減った中で、その減った中から南部町に来てもらう。同じパイの中から我が町に来てもらう、我が町が潤うってことはほかの町が少なくなるってやなことあろうと思いますけども、けども、これが我が町がそのようにふえたならばここから起爆剤として他町に広がるし、日本全国に広がる可能性があります。

これをやった町がございまして、これは村なんですけども紹介いたしますと、青森県に西目屋村、西と目の目ですね、屋根の屋、村、こういう村がありまして、それが5年間かけて、5年前から大胆な子育て支援策をやったんだって。そしたら、ふえてきたと。どのようなことをしたかといいますと、やっぱり中心的なのは、今、人口減少、一番困ってるのは0歳から14歳までもう50%になると言われて、そこに手を当てたと。0歳から14歳まで、こういうところに手を当てたと。我が町にそのようなことを今、考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。0歳から14歳に手当ををしたということは、乳児から中学校卒業までの子供たちということだろうと思いますけれども、それは議員も御案内のように健診から保育料の軽減だとかさまざまなことをやっておりますけれども、基本的にこの世代に特別にという意識を持って従来取り組んではいなかったというのが率直なところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） そうなんですね。定住促進の固定資産税相当云々等はありません、それなりの制度はありまして他町にないのがありました。我が町でちょっと一つ欠けとったのは、ほかにはないのは保育料の軽減措置。これは我が町にあっただけで、他町にはあんまり聞かんとこもあります、青森県の西目屋村はどういうことしたかといいますと、人と、よそとまねする必要はないですけども、2008年の4月に少子化対策推進本部を立ち上げたそうです。うちげも、

移住の何だっていう設置をしたって言われましたね。それと同じようなところもあると思いますが、そいつを立ち上げて以来、妊婦健診時の無料化や高校3年生までの医療費無料化、現在、子育て世代の負担をゼロにする施策を10やったと。子育ての一層の経済支援を求めたもので、同村の施策の中で全国初の施策として注目されたのが、ことし4月にスタートしたおたふく風邪、水痘、水ぼうそう、B型肝炎、ロタウイルスの4種の任意予防接種を無料化したと。今、国の方も本格的な議論が始まっております。乳幼児の教育無償化、これに先駆けてやったと。そして、ふえてきたんだって、やっぱり。これは、人口はわずか4,000人ほどのことですが、我が町もこれをちょっと、それを聞いて我が町を調べました。その村の10の政策ですね。子供の医療費無料化、これは南部町は中学生医療費無料化までしましたら県が追随しました。これを高校生まで延ばしたそうです。それと、2歳児以上の保育料を無料にしたと。それと、妊婦健診の無料化。これは今もうちげもやっております。それともう一つは、産婦健診無料化。妊婦健診じゃない、産婦健診もやっています。それと、季節性インフルエンザ予防接種の無料化。中学生以下と75歳以上、我が町は65歳以上ですが非課税のところは全部接種無料。私の村は、たしか1,000円の自己負担ありますね。児童福祉施設の利用時の自己負担の無料化。妊婦さんの歯科健診の無料。それと4種類、おたふく、水ぼうそう、ロタウイルス、B型肝炎の任意予防接種の無料。私もこないだ健康福祉課に聞きまして、保健師さんにお聞きしました。あと、我が町で足りない、これはぜひとも無料にした方がいいねって言ったのが、この4種類だったんです。やっぱり現場の保健師さんも認識しておられます。町長の気持ちは、確かに予防接種というのはリスクがあるものであんまりしたくないっていうのは前から聞いておりますけども、おたふく、水ぼうそう、ロタ、B型、あんまり副作用っていうの聞いたことございませんが、このようなことも我が町としても戦略的に、よそがしなくても我が町がするというようなことを検討していただきたいと思いますが、町長はさきの答弁の中で、将来一切、一時保育、病児保育、保育料については将来、無料化としたいと、検討するとはっきり今、答弁書にありました。これを再度、これも2040年じゃなしにすぐできるもの、中期にできるもの、最後にできるものを考えられまして、このことについてぜひともしていただきたいと思いますが、これは担当課に聞くと酷でございますので、町長の施策としてぜひともやりたいと言っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は予防接種については、今、子宮頸がんなども訴訟が起きております。したがって、予防接種についてはあんまりどんどん勧める立場はとりたく

ないというように思っております。よそ並みでやればええのではないかと思っておりますが、一番やりたいのは保育園、これを無料にしたいわけですよ、本当は。（「お願い」と呼ぶ者あり）いや本当にね、保育園は無料の方がいい。いわゆる、個人の都合で子供をつくったりつくらなかつたりするわけですけれども、子供はいわゆる社会の宝だという、社会が育てるといようなことになって今、来つつありますから、産んでさえもらえば社会が育てるといことであるならば、もっともっと子供の保育を充実した方がいいのではないかと、このように思っております。藻谷さんという人が「デフレの正体」という本、書いておられまして、この「デフレの正体」にも女性の社会進出というのが一つあるんですよ。これを進めなさいと。女性が社会進出しようと思えば、子供を預けないと社会進出できないわけです。その子供を預けるのに、はっきり申し上げますと民生委員さんの証明書をとってこいといようなことですよ。税金でやってるので、そういうことが必要なんです。措置をしている。保育に欠けない子供は預からんという、保育に欠ける子供だけを預かるという。ですから、国の段階で子供は次世代を担っていく社会の宝、社会が子供を育てるんだということを一方で言いながら、一方では相変わらず保育に欠ける子供だけを預かると、こういう仕組みになっておりますが、私ははっきり申し上げて無料でどこでも保育をできるといようなことになれば、女性の方ももうちょっと赤ちゃん産んでみようという気持ちになれるのではないかとこのように思います。今は産みたくても、産みたくても前に、結婚したくても結婚できんといような実態にあるようでして、その辺もありますね。それが一番やりたいことですね。

それから、医療費なんかも無料に、今、中学生まで通院についてやっておりますけれども、そういういわゆる何ていうかね、働くための条件整備ですよ、最低の。そういうことをやった方がいいのではないか。これは、何ていうかな、国の制度が変わっていかんと、思いはあっても破産してしまいます。何年かはやれても、あつという間に保育料で破産してしまうといようなことになってしまうので、なかなか実現は難しいわけですけれども、一番そういうことを思っております。そのことがまた日本の経済をよくしたり、デフレ脱却、それから人口減少にも歯どめをかけて、ちょっとまた出生率も上がっていくのかもわかりません。そういう一番希望の部分、そういうことを考えております。いろいろほかにもありますけれども、一番ポイントはそれだと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 町長、意見が合いました。ぜひとも、この村も、子供医療費無料化、高校生までやったんです。大体、幼稚園、小学校までは医療費は要るんですけど、中学校、

高校っていうのは元気ですのであんまり医療費要らんと思います。宣伝効果もあろうと思いますけど、ちょっと一発、町長任期の間にぜひともしていただきたい。ここには、もうちょっとおもしろいこと言っちゃった。所得制限、もちろんありません。入院費の食事代も含んで全部無料にしたんだって、ここは。

それと、もう一つ、確かに町長、若者が子供をつくっていただきたい。これ、私やちの仲間が28万6,000人から子育てについてアンケートをとりました。子育てする上で一番困っていることは何でしょうか、お聞きしました。お金がかかるっていうのが58.7%ありました。やっぱり子育てにはお金がかかるんです。その一番お金がかかるところを、その次は仕事の両立、今、町長言われたとおりですね。お金がかかるというのが58.7%、仕事と両立ができないというのが23.8%、育児休暇がとれないというのが14.9%、子供が病気のときに預け先がない、11.9%。今、町長が最初の答弁されました病児保育とかそういうもんだと思いますが、そのように若者が一番困っているのは子育てに金がかかる。これを我が町が全国に先駆けて、その施策を町長、町長の任期の間にぜひともしていただき、また、国民会議も子育ての支援は基礎的な自治体がリーダーシップとってごせって言ってんです。ならば、国民会議も言ってるってことは、国もそれにやるってことですね、最終的には。国が音頭とってやってもらわな、まじでちっちゃな自治体は大変です。このようにやって、このように成果があった。南部町でやったら成果があったというのをぜひとも国に上げていただきたい。町長、任期の間にぜひとも即やっていただきたいことはあると思いますけど、決意でももう一度述べていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は性格的に人気取りのような政策はあんまりやりたくないわけでありまして。大いに青森県の西目屋村ですか、参考にさせていただきたいと思えますけれども、やっぱり特区とか何かそういう特別な法的な許しの中でやっていかんと、私の任期中には非常に喜んでいただけても、財政破綻して後が続かんやになれば結果として大きな迷惑をかけることとなります。やっぱりこういう制度は安定的に継続していくことが大事です。それが担保されんと、一時的にそういうものを打ち上げても、わざわざ南部町まで来て住んで子育てしようかというようなことになかなかならんんじゃないかというように思うわけです。大山町がいつか3子目に100万円ですか、これはもらった人はきっとよかったと思えますけれども、いつのまにやらさたやみになりましたね。ああいうことをあんまりしてはいけんのではないかというように思います。

それと、私も今、孫がおって、子供が子育ての真っ最中なんですけれども、病気になったり熱

を出したり、保育園からすぐ連絡があって迎えに行きてやっておりますが、専門で子供を、働いてませんから家にいて見ても、まだ手が足りなくなります。私の妻に支援を求める、こういうことあります。自分で3人の子供を面倒を見らんわけです。そして、場合によっては自分が熱を出したりして大変になって、すぐ支援を求めるというような状況にあります。それを我が家内は、妻は、私たちがやってきたけんなど、こう言っとうわけですわ。えらいところをみんなで乗り越えてきたと、同年代は乗り越えてきたと。私は思いますのに、この最大の乗り越えなければならぬ敵というか、ハードルの高さは、案外女性たち自身、既に子育てを終えた女性、これが案外大きな立ち足はかかるハードルではないかと、こういう思いもします。結局、その人たちが了解せんと、だって自分もそういう苦労してやってきたから我が子にでもそれぐらいのことは自分で乗り越えなさいというぐらいのことを言いますので、私はやっぱりそういう文化というんでしょうか、みんなが社会で子供を育てていこうという、それで町の方が例えば、よその町にならばほど積極的に手助けをするというようなことを合意していただける。男はいいことだと言いますよ。（発言する者あり）言いますよ。今、いろいろ言っておられますけれども、最大の敵ではないかと思えますけども。（発言する者あり）なかなか私は難しい問題がその辺にあるのではないかと。役場が税金を使ってそういうぐあいにやっていくんだというのは、一つのやっぱり文化的な背景もないとうまく機能せんと。あるいは、もうぎりぎりのところまで押し込められて、もう何かせんとこの町が終わってしまうとか、この集落がなくなってしまうというようなせっぱ詰まった状況というものが起きてこんど、何にもないような平時にこういう施策を打ち出すと人気取りでやっとうのではないかというようなことを言われる可能性もあるなと思っております。大きな意味ではおっしゃるとおりでありまして、さっきも言いましたように保育料なんかは本当に無料になれば、もうちょっと南部町で子供産んで保育して自分も仕事してという、そういう人生のスタイルを描いていただけるようなことになるのではないかというように思っております。国全体の大きな流れの中でおくれをとらないようにやっていきたいと思っておりますので、思い切ったことはなかなかよう言い切りませんが、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 町長の気持ちの中にそれが十分にあるというのは、このテレビを通じて皆さん認識されたと思います。それで、子育て、保育について物すごい県内でも、昔すごく手当てをした市町村がありました。羽合町でした。羽合町はすごい保育に対して物すごい整備して手厚い保護しまして、勤めは倉吉行きなさいと、子育てはこちらでしないということで、や

っぱり湯梨浜町、今の湯梨浜町が、人口減少が全県下で町村では一番減りが少ないです。2012年に比べて76%、24%しか下がらないと。あとの市町村はほとんど30%以上なんですね。そういうのがやっぱりあるんですわ。町長、人気取りじゃないんです。やっぱ過去にも鳥取県内でも保育に、子供に光を当てたところはやっぱり人口が、若い者が来るんだ、若者が。今、お母さんのことを言われましたけども、あれは、私らは団塊世代ですけえ、子供が、僕、子供やいっぱいおったし、ある程度子育てのもんがいっぱいおったけど、その分年寄りが少なかったんだと。で、自分がせにゃいけんだったからです。そういう時代背景もありますし、今後はお年寄りも少なくなるし、子供も少なくなる。人口減少になるということです。確かに団塊世代のもんが年とって一番多いですけど、それを活用する方法はありますけども、今、病気のことを言われました。我が町に病児保育はございません。これが一つでもできれば、本当に助かります。今、米子市のベアーズに委託しておりますけども、それが本当に西伯病院でもいい、どこでもいい、これができる。また、福祉施設がそれもやるというようになれば、これもまた一つの政策としてできると思います。ぜひとも町長、人気取りではないです。ここを基盤として全国に発信していただきたい。この大もとは厚労省です。厚労省にぜひともこういうことを働きかけて、特区ならとってもいいような働きをかせてしていただきたいことを希望します。けど、もう終わりますけども、その希望にこたえていただくことを一つ聞いて終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどいろんなことを申し上げましたけれども、着実にやっていくというのが私の政治スタイルでございまして、もちろん今のその話も、厚労省などの人とも親しくしておりますので、前向きに取り組んでいきたいというように思います。思い切った施策を講じていきたいというように考えてございまして、今ここでそういうことを話すわけにはいきませんが、中ではいろいろ相談しておりますので、またしかるべき時期に、私はパッケージで出したいと思っております。1つや2つではなくてある程度まとめたいろんな施策をパッケージでお示しをするというようにことを思って、定住施策、それから少子社会への対応を南部町版で果たしていきたいというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ありがとうございます。我が町にはそういう土壤がございます。介護保険が始まりまして、100人会から始まり、またこのゆうらくの全室個室のユニットケアの全国発信から始まり、地域振興協議会から始まり、そういうところから全国に発信しております。必ず私はできると思います。ぜひともそれを切に希望いたしまして、町長の心の中にはそれがあ

ると確信いたしまして、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で8番、細田元教君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここでトイレ休憩をします。3時45分、再開します。

午後3時38分休憩

午後3時46分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番の植田均でございます。初めの質問は、選挙での期日前投票を会見地区で実施することを求めます。あわせて、プラザ西伯で行われております期日前投票を下足入場できるよう改善を求めます。選挙は、国民が主権者として政治に参加する大切な機会です。目前の7月には参議院選挙が実施されます。選挙管理委員会の役割は、言うまでもなく公正な選挙とともにいかに投票率を上げ、もって政治の信頼性を確保することにあります。最近の投票行動は、期日前投票が増加傾向にあるのではないのでしょうか。選挙管理委員会は主権者の要望をよく把握し、改善策を講じる責任があります。繰り返しになりますが、具体的に答弁を求めます。

1、期日前投票を会見地区でも実施するよう改善を求めます。

2、プラザ西伯の期日前投票を下足で入場できるよう改善を求めます。

次の質問は、介護保険に対する基本的認識を伺います。介護保険が導入されて12年が経過しました。昨年の改定介護保険法は、社会保障を自己責任として、社会保障の恒久的削減によって国の責任放棄を規定したものになってしまいました。本来、介護保険は介護の社会化が目標だったはずですが。社会保障制度の改革で介護報酬の実質的引き下げと生活援助の見直しで、これまで60分未満が45分未満にされ、介護報酬が2割も引き下げられました。そのため現場では、時間が不足で洗濯ができなくなった。余裕がなくなりおかずを3品から2品にした。お総菜はスーパーで買ってくる。また、利用者さんからは、ヘルパーさんが忙しそうで声かけられない。洗濯物は利用者が干すなど、上げれば切りがありません。利用者のストレスや病状悪化と家族の介護負担、精神的負担など、介護保険制度の根幹にかかわる矛盾が深く広がっています。さらに、介護保険法の改定によって要支援1、2の人たちの保健給付が保険者の裁量によって縮小再編を

新たに打ち出しました。これは、介護予防をこれまで以上に困難にすることになります。ことし8月の重点化、効率化の名のもとに、利用者の負担増と軽度の高齢者を介護給付の対象から外そうとの動きがあります。安心して老後を迎えるために、このようなあり方に対し認識を伺います。

1、要介護認定の要支援1、2を介護保険給付の縮小再編は、介護予防の重要性から考えてどう認識されているか伺います。

2、町民の少なくない方から、介護保険料が高過ぎて払えない。中には、介護のお世話にならなくてもいいから介護保険料を払わなくてもいいようにしてほしいなど切実な声があります。町民の福祉向上に責任を負う町長の所見を伺います。

3、要介護認定は費用と時間のむだと考えます。廃止するよう制度見直しの意見を国に届けるべきと考えます。所見を伺います。

4、南部箕蚊屋広域連合議会は年2回の招集です。テレビ放映もされていません。住民福祉の向上にとって開かれた議会にしていく改革が求められていると考えます。所見を伺います。

5、介護保険は重要な社会保障です。国の責任で保険料を一本化し、国の負担をもともの50%に戻すことを要求するべきではありませんか。所見を伺います。

次に、アベノミクスで町内経済への影響の認識を伺います。安倍内閣が進めるアベノミクスに期待する世論調査がある一方で、円安、株高でもうけたのはほんの一部の大資産家、機関投資家、そして海外のヘッジファンドと言われています。輸出産業や一部大金持ちにとっては歓迎される政策かもしれませんが、我が町によい効果があるかは甚だ疑問です。庶民にとっては、消費税の値上げと社会保障の切り下げでますます生活困窮者をふやすことになりはしないかと考えます。安倍首相もみずから、アベノミクスが国民に実感されるには時間がかかると言っています。低迷している本町経済に、即効性のある活性化策が求められています。日南町で今年度から導入された住宅リフォーム助成制度は、申し込みが次々と出されていると聞いています。本町にも早期に導入を求めます。具体的にお尋ねいたします。

1、政府と自民・公明・民主は消費税増税を社会福祉のためと説明してきました。税と社会保障の一体改革で、増税されても社会保障は後退します。消費税増税と社会保険料の国民負担は20兆円規模と言われています。国民の生活を守る立場の町長の所見を伺います。

2、国家公務員に続いて、地方公務員給与の引き下げを国は求めています。公務員給与は生活給です。また、地方の民間給与にも影響を与えます。今、やるべきことは雇用を守ることと、その待遇を改善することと考えます。所見を伺います。

3、住宅リフォーム助成制度の早期の導入を再度求めて、この場所での質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 選挙管理委員長、丸山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

質問要旨といたしまして、期日前投票所を会見地区で実施すること及び下足で入場できるようにすることについて。また、繰り返しになりますけど、質問要旨として、1番、投票率を上げるため、会見地区でも期日前投票所を設置してもらいたい。2番、現在の期日前投票所に下足で入場できるよう改善してもらいたい。以上につきまして、植田均議員から質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

まず、期日前投票所を会見地区への新設については、合併以後、これまでも何回か議会で御質問をいただき回答をさせてもらっております。期日前投票所の場所については、合併時の第1回選挙管理委員会におきまして、投票の正確性及び距離の中立性という理由からプラザ西伯1カ所に決定した経緯がございます。当初、会見地区の方になじみの薄かったプラザ西伯も、各種のイベント、会合が催され、会見地区の方にも随分と浸透してきたのではないのでしょうか。投票の正確性の観点から考えますと、当時の紙ベースによる選挙人名簿の照合方法とは異なり、現在はシステムによるオンライン確認が可能になったことから二重投票のミスは防がれるものと考えられ、その点だけを見ますと複数設置は可能かと考えられます。しかしながら別な問題として、実際に利用可能な施設を考えた場合に、確定投票であることから、利用施設としてまず選挙管理委員会の管理権が及ぶこと。次に、秩序が保持されること。最後に投票所として物理的に閉鎖できることなどの条件を満たすことが必要になってまいります。そういう条件に見合う公の建物になりますと、会見地区ではなかなか確保できかねるのが現状でございます。最も適していると考えられる天萬庁舎については、投票の際には選挙人の便宜を図るため1階を使用することが必要であると考えますが、図書館及び町民生活課があり、秩序補助、閉鎖環境を保つことができないことなどから期日前投票として適しているとは言えません。また、他の施設についても、来月行われる予定の参議院選挙のように16日間の長期にわたり期日前投票所として占用、確保できる施設は見当たらないのが実情でございまして、不可能ではなかろうかと考えております。

平成15年に期日前投票制度が現在のような制度になった理由は、要件を緩和することにより、より投票しやすい状況をつくり投票率を向上させることとございました。期日前投票所の投票率の最終投票率に占める割合は、制度ができた当時は10%程度でしたが、前年行われました衆議院総選挙では18%と利用はふえております。最も高かった平成22年の参議院選挙では25%に上っております。期日前投票の地域別割合だけを見ますと、確かに会見地区より西伯地区の方

が高くなっていますが、最終投票率は会見地区の方が高くなっており、期日前投票所の場所及び投票率がそのまま最終投票率に結びついていないものと考えられます。また、複数の期日前投票所を持っている他の町村の自治体に確認したところ、投票管理者、投票立会人、事務従事者の確保について苦慮しているということや、投票用紙や投票箱の管理に大変な神経を使い不安な要素となっているということ等を伺いました。期日前投票所をふやせばそれだけリスクもふえることになるとも考えられ、現在の1カ所が正確な投票管理を執行していきたいと思っております。さらに、期日前投票者数について、複数の期日前投票所を設置している他の町村と比較してみましたが、決して少ないわけではなく、そのあたりを見ても特にふやすメリットはないものと考えております。選挙投票日までの期日前投票期間は選挙運動期間であることから、有権者は慎重に1票を投じるために十分に熟慮する期間として考え、あくまでも投票日は当日に行うといった考え方をお考えの方も多いでないかと思えます。すなわち、以前は支持政党がはっきりしており、選挙運動からだれにも、またどこに投票するかを決められている方が多かったものと思われませんが、近年では無党派層といわれる支持政党のない方がふえ、選挙運動期間、すなわち期日前投票期間に候補者からの訴え、政策を十分に情報として取り入れられることで選挙当日に投票するという事ではないでしょうか。データからも投票日に近くなるにつれ、期日前投票所に足を運ぶお方がふえる傾向にあり、熟慮の結果の投票ということが言えます。そして、期日前投票所のあるプラザ西伯の場所は、南部町の地理的にはどこからも距離的中心な位置にございまして、車で米子市に出かけたついでに立ち寄りやすい場所であるものとも思っております。また、循環バスも運転しており、特に会見地区の方にとっては利用しやすい環境にあるではないかと思っております。

以上のことから、期日前投票所をふやしたから投票率が上がるということは考えにくく、効果も薄いと考えられることから、重要なのは期日前投票制度を周知し、投票の機会が確保されていることを有権者の皆さんにお知らせすることが全体の投票率を向上、促していくことではなかろうかと思っております。

次に、期日前投票所であるプラザ西伯を下足のまま利用できるということですが、昨年12月に植田議員に対して回答をさせていただきましたとおり、現状では御理解をお願いしたいと考えております。理由といたしましては、じゅうたんなのかカーペットなのか厚いか薄いかということではなく、どちらにせよ、今まであるままの床面の状態の下足利用は不可能であるということでございます。そうなればシートなどを張ることになるため、板やコンクリートではない以上たわみやしわ等が出ることは間違いなく、高齢者の方にとりましても歩行の障害になることは十分に予測されるところでございます。選挙管理委員会といたしましては、投票者にもしものことが

発生するような状況をつくっていくことより、現在のように玄関で靴を脱いで投票所に入ってもらうことの方が安心であり、安全に投票していただけるものと考えております。靴を脱ぐことに対して御意見をいただくことも何人かはございますが、これまでには特に靴を脱ぐことに支障のある方はおられなかったように思っております。施設の管理上、許されるなら選挙管理委員会としましても下足のまま投票を完了されるのがベストであるとは思いますが、現状の建物はそうではないということを御理解いただきたいと思います。参考までに申し上げますと、本町の当日の投票所は9カ所ございますが、下足のままが4カ所、脱いでいただく施設が5カ所という現状でございます。また、車いすの利用の方については、期日前投票所の事務従事者等の補助によりそのまま投票所に用意してある車いすに乗りかえていただき、バリアフリーな状態で投票がスムーズに行われるように配慮しておるところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君）　ここで、植田議員に申し伝えておきます。一部事務組合は他の地方公共団体でありますので、当該の地方公共団体の事務について一般質問はできないことになっております。当該の構成員としての立場、すなわち負担金を出資している、それに関する質問についてはできるというようなことになっております。したがって、答弁は概略のみの答弁となることを申し添えておきます。以上です。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君）　介護保険に対する基本的な認識を問うということでございまして、概要をちょっと申し上げてお許しをいただきたいと思いますというように思います。

介護保険は3年ごとに法改正を行っておりまして、前回は平成23年度に行われました。その中で厚生労働省は、介護保険制度で要支援と認定された軽度者向けのサービスを見直す方針を示しました。植田議員は、この改正により要支援1、2の方たちの介護予防をどうするのかと御心配されて質問されたことと思います。介護保険制度の創設以来、増加の一途をたどってきた軽度の要介護状態の高齢者に対応するため、平成18年度の改正により新たな予防給付の導入や、介護予防事業を含む地域支援事業の創設がなされたことにより、予防を重視する視点がより強化されました。介護予防は要介護状態の軽減や悪化の防止だけでなく、高齢者が地域で自立して生活するためにも大切であります。そこで、要支援者に対し介護予防サービスを効果的に提供する予防給付とあわせて、要支援、要介護状態などとなるおそれのある高齢者を早期に把握し、水際で食いとめる介護予防事業が重視されることとなりました。その後、平成19年度の特定高齢者の決定方法の見直し、平成20年度の基本健診から特定健診、特定保健指導への移行、平成22年度の生活機能評価の見直しなど、幾つかの見直しを繰り返しながら現在に至っております。

次に、介護保険の状況でございます。2010年度において介護が必要と認定された人の中で、要支援者は全体の26%に当たる133万人であります。要支援者に対するサービス費用は4,000億円で、全体の費用7.8兆円の約5%となります。団塊の世代が75歳以上となる2025年には全体の費用は約21兆円へと膨らみ、全国平均月5,000円の介護保険料も月8,200円まで上昇すると予想されております。任意保険ならいざ知らず、社会保険として機能している介護保険ですから、月額8,200円もの保険料となるとだれもが参加できる制度とは言えなくなるのではないのでしょうか。保険料の高騰を抑えるために制度の見直しを図っていかねば、介護保険制度の維持が困難な状況が起きるということであります。一步踏み込んで申し上げるなら、要介護状態のお方に十分なサービスを届けていくためにも給付の合理化を図っていかねばならないのですが、本来、国民の努力と義務に位置づけられている予防について給付対象としてきたことから、見直しの俎上に乗っているとさえいえばわかりやすいかもわかりません。介護保険のサービスを受けるためには、認定調査を受けなければなりません。その結果、今回取り上げられた要支援、予防給付、要支援1、2、要介護、介護給付、要介護1から要介護5のいずれかの区分に認定をされるわけですが、介護度が高いほど重度ということで寝たきりや重度の認知症の方も含まれます。そして、その結果に応じてサービスを受けていきます。現在、現場サイドでは、要支援者が拡大してきて要介護者がサービスを十分に受けることができなくなってきている実態も聞いております。というのも、基本的に介護保険サービスにおいてなされる事業には定員が設定されているので、事業者はそれを超えて利用の受け入れができない状態にあります。介護保険で給付する対象を広げてきたことが、保険料の面でも現場のサービス提供の場面でも窮屈になってきたことが実態としてあり、見直しの対象になっています。

先ほど申し上げましたが、介護保険法第4条に国民の努力及び義務として予防が明記されております。国民の努力及び義務として行わなければならない予防を保険適用として給付を拡大してきたが、保険料の高騰や制度の維持が困難になりつつあるので、できる部分についてはみずからの努力で日常生活の機能維持をしていくという考え方に立ち返って協力をいただきたいというものであろうかと思っております。場当たりのといえはそのとおりかもしれませんが、社会保険としての介護保険制度を維持していくためにはやむを得ないものと考えます。ただ、介護予防は重要でありますので、今後は今まで以上に地域振興協議会、いきいきサロン、老人クラブ、生涯学習など地域の力を活用した介護予防が重要であると思っております。これらの活動を通じて、生きる喜びを持って生活をしてもらえる町づくりを展開していく中で問題解決に取り組みたいと考えております。2番は、そういうことでございます。

それから、3番もむだではないかというようなこと言っておられますが、そういうことではございません。

4番でございますが、これは連合でお話をされればいいのかと思います。

それから、5番でございますけれども、社会保障と税の一体改革の中で低所得者向けに1,300億円の消費税をそこに投入しようということが今、言われております。そうしますと、50%をちょっと超えるのではないかということでもあります。51%ぐらいになるのではないかということを経済新聞で聞いております。以上でございます。

次、アベノミクスの町内経済への影響の認識をどのように考えているのかということでもあります。御承知のように、税と社会保障の一体改革については平成24年8月に消費税法の一部改正が行われたときに、その増税分の用途について年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策、いわゆる社会保障4経費に充てるものとされました。安倍政権となった現在においても、このことについては引き続き継承されているものでございます。現在の社会情勢を見ると景気の面では一部上昇傾向にある部分も見られますが、依然としてすべての面で底上げされているという感はありません。社会保障に係る経費は毎年1兆円もの増加が見込まれており、その財源確保は重要な課題であります。景気や人口動向に左右されにくく安定的な財源確保が見込まれ、また、受益者である私たちが広く負担するという面からは公平性がある消費税に求めたものであります。消費税については国民すべてが広く負担することとなるために、増税実施に際しては低所得者に対する負担軽減策が十分に検討されなければならないと考えるところであります。

植田議員は、消費税を増税し社会保障の財源に充てても、社会保障費はそれ以上に伸びるのだから、結果として財源が不足して社会保障の後退につながるということではないかと思っております。しかし、これを充てないとなればより多くの財源不足が生ずることになりまして、社会保障への影響が一層深刻なものとなるのではないのでしょうか。現在、消費税5%のうち1%は地方消費税で、この2分の1が市町村に配分されます。また、国の消費税4%のうち1.8%は地方交付税として、合計2.8%が地方へ配分されております。消費税の改正においては8%のうち3.1%、10%のうち3.67%が地方へ配分されることとなります。消費税増税は皆様に広く負担を求めることになるためにいろいろな問題をはらんでいることも事実でありまして、町長として増税について決してよいと思っているわけではございません。財源がふえることは、高齢者の日常支援や保育園などの地方の社会保障の充実、安定化、財政の健全化に寄与する面がありますので、町民の方の福祉の充実という面からは全面的に反対という立場はとれないという気持ちもあ

るところでございます。

消費税の税率改定は、平成26年4月に8%、27年10月に10%への引き上げが予定されていますが、その附則に、名目経済成長率3%かつ実質成長率2%程度、さらに経済状況などを総合的に勘案した上でその施行の停止を含め所要の措置を講ずるという景気条項が含まれております。現在、政府においては、増税の判断をするという方針であると伝えられていますが、流動的であるような報道もあるところであります。去る6月6日には経済財政諮問会議を開催になって、消費税増税を前提に高齢化でふえ続ける社会保障費に抜本的なメスを入れることを大きな柱の一つとした、経済再生と財政健全化を目指した骨太の方針の素案を示しました。現在の少子高齢化が進み人口減少社会にあって、国民の皆様が安心して暮らしていくための社会保障制度の充実、拡充は大きな課題であります。そのための財源確保と制度の的確な運用について、今後も注視していく必要があると考えているところです。

次に、国家公務員に続いて地方公務員給与の引き下げについてでございます。平成23年3月に起きた東日本大震災の支援策として、国家公務員については国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく給与の減額支給措置が、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間行われております。本年1月24日に公務員の給与改定に関する取り扱いが閣議決定され、地方公共団体についても東日本大震災を契機として防災減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であることから、こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員給与については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて速やかに国に準じた措置を講ずるよう要請することが決定となりました。この後、改正地方交付税法が3月29日、参議院で可決成立し、国家公務員と同様の削減措置を反映した地方公務員給与分についての交付税減額が盛り込まれることとなりました。このような国の一方的な交付税削減措置は許されないとして、全国町村会など地方六団体を中心に国に働きかけを行った結果、削減額に見合った事業費として防災減災事業や地域経済の活性化などへの課題に対応する経費として歳出に計上し、国の再生に向けての協力をお願いするという事で決着したものでございます。

地方公務員の給与については、従来から国家公務員に対する人事院勧告に準じ、あるいは国や県の方針に準じて給与改定を行ってきているとはいうものの、労使協議を得て地方自治体が議会の議決によって条例で定めるものでありまして、国が強制的に関与すべきものではないものでございます。また、地方交付税が自治体の財政力の差による住民への公共サービスに差が生じないように、地方財政を調整するために地方固有の財源として確保されるべきものであるということ

からも、国の政策に協力させるために削減していくことは本来の趣旨に反していると言わざるを得ません。ほとんどの自治体は国に先駆けて給与削減や人員削減に取り組んでおり、南部町においても職員の皆様に多大な協力をしていただいていた経過がございます。それゆえに、町長として、このような国の姿勢は決して容認できるものではありませんが、既に交付税の減額措置が行われているわけでありますので、住民の皆様へのサービス提供での影響があってはいけないという立場から、最小限の給与削減について職員の皆様へ協力をお願いしているところですので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、住宅リフォーム助成制度でございます。住宅リフォーム助成事業を実施されている自治体の事業目的は、地元の中小零細企業の支援と経済の活性化、個人消費の拡大を図るために行われております。これまでも申し上げておりますが、町では同様の目的で南部町産材活用家づくり事業のほか、プレミアム商品券発行事業、小規模工事など取り扱い制度を設けて実施してきました。それぞれの実績について、南部町産材活用家づくり事業については平成24年度は活用がございませんでしたが、本年3月に本年度の実施に向けた御相談を2件受けております。現在は申請に向けて県と協議をされており、県の交付決定が得られ次第、町の補助申請を行っていただくよう町としても準備を進めているところです。これを契機に皆様方に広く御利用いただきたいと思っております。

プレミアム商品券発行事業については、今年度も3,300万円の販売を予定しているところです。また、小規模工事など取り扱い制度については、昨年度は12件、276万6,000円となっており、今年度については5月までに4件、33万4,000円となっております。3月議会でも申し上げましたが、プレミアム商品券については住宅リフォーム制度を実施している市町村にあっては現在発行されていませんが、南部町は平成21年より継続して発行しており、この中で建設業でも使用されていますので、本町においてはこの制度の中で他市町村が行っている住宅リフォーム事業と同等な事業が実施されていると考えられるところであります。

いずれの施策についても、幅広い対象で事業者、個人を支援し、地元の経済活性化の支援に役立っているものと思っております。県内の状況見ますと、25年度について鳥取市、大山町、岩美町、日南町で実施されていますが、琴浦町のように昨年度をもって事業を完了した町もでございます。一般的に事業費の10%から15%程度を補助額としていることから、補助額の10倍程度の事業が実施されていると考えられます。

さて、議員御質問である事業の実施については、若者定住化や人口増加対策、少子化対策、住環境整備など町が進める施策の一環として、すなわち政策目的に沿ったものとして行うことが必

要であると考えます。現在そのようなことから、町外から空き家を購入し、改修して定住される場合や、若者の定住のために居室の増改築、台所改善、トイレの水洗化など、目的に沿った内容での実施を行いたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そうしますと再質問をしていきますけれども、選挙管理委員会から会見地区での期日前投票所については不可能、難しいというお答えと、それから、プラザ西伯の下足入場につきましても難しいという従来の答弁いただいたんですけれども、これ私が12月の3日に申し入れを行いまして、それから先、選挙管理委員会で合議をしていただいて今議会の答弁をしていただいたのか、その点、確認したいんですけれども、よろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。植田議員の御質問いただきました12月の分につきましては、選挙管理委員会の方で話をしております。ただ、今回の質問に対しての分については、特に選挙管理委員会を開いているわけではございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） せっかく委員長来ていただいておりますので、事務方ではなくて委員長にお答えいただきたいのでよろしく願いますけれども、期日前投票は技術的には可能だということも一つ前進面として、システムとしてのオンラインシステムがあるので、投票人の、何ていいますか二重投票とかそういうことが起きないというシステムは可能なので、2カ所では技術的にはできる。問題は人員と費用と、それから会見地区での適当な場所がないということなんですよ、ということとして聞いたんですけれども、私が12月3日にいただいた回答ではそこまで踏み込んだ内容ではなかったんですね。今回、24年12月から今回の答弁していただくのに、選挙管理委員会が開かれずにこういう答弁になっているというのが私はちょっと理解できないんですけど、丸山委員長、その辺の流れを再度お願いできませんか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。選挙管理委員会で話を12月のそのときにはさせてもらっております。こういう理由があってということはさせていただいております。今の話で、システム的なものについてもお話をしていると思います。ただ、今までは紙ベースでやっておりました関係で、場所によってはタイムラグが生じてしまったりとかいうこともございますので不確定要素があるわけでございますけれども、現在そこはオンラインシステムになりましたからその点では問題ないだろうと。ただ、一番問題になりますのは、選挙管理委員会の中でも話

をしましたが、人員配置と場所の確保の問題でございます。特に期日前投票になりますと、今までの不在者投票と違ってそこが投票所になるわけです。投票した時点で、投票が完了したということになります。不在者投票はただ預かるだけでございますけども、そのあたりが大きく違っていて、極端に言えば投票後に亡くなってもその投票が有効であるという扱いをとるわけです。ですから、慎重の上にも慎重を期さないといけないということになります。そのためにも、選挙管理委員会の確実にできるという、そういうのが担保できる場所をやっばし選び、そういう体制を整えていくことが一番だろうということで考えているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 丸山委員長、先ほどの答弁よろしいですか。

○議長（青砥日出夫君） 選挙管理委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 選挙管理委員長の丸山です。先ほど事務局長が申しましたように、同じ意見でございます。質問いただきました要旨で、私、感じましたのは、1点が投票率の問題。あと1点が公平な選挙ということでございまして、この点については私の答弁の方でもお話しさせていただいてダブっておったところがあったと思っておりますけど、その中で特に、例えば公平な選挙ということにつきまして、先ほどもございましたけど施設につきまして、いろいろどうかということで1カ所にしたということでございます。あと、関連でございますけど、ほかに経費の問題もあろうかと思えます。さらには、距離の問題もあろうかと思えます。そうしたもろもろの点につきまして、総体的に1カ所ということを発表させていただいたということで、課長さんにつけ足しして答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） もともと会見地区での期日前投票というのは、私もしましたけれども、今、現職ではありません、赤井前議員もしました。住民の皆さんの中にはやってほしいという声があるんですよ、現実には。技術的に可能であれば、場所、場所を探すのだって不可能ではないはずなんです。今回、答弁を書いていたのに、12月のこの答弁があるので特に選挙管理委員の方には招集しなかったということのようですけども、やっぱり住民の声を実現する方向で前向きに考えていただきたいんですよ。それが選挙管理委員会の一番大きな仕事だからなんです。投票率を上げていくことだとか。私のすごく今回残念だったのは、この一遍答弁されたことはもうひっくり返らないと思いますけれども、私、プラザ西伯に私の母親を連れて期日前投票に行ったことがあるんです。母親は、国政選挙だったと思いますけれども、もう自分の足では立てんようになっておりました。私が車におんぶして乗せて、それでプラザ西伯まで行きまし

て、おんぶしておろしてそこにある車いすに乗せて、それで靴を脱がせて、代筆していただく方に自分でも字はよう書かんようになっておりました。だけれども、自分の1票の大切さっていうのは自覚があったんだと思います。私にどうでも連れていけと言って、私はそういう母親の姿を見て1票の重さっていうのは本当に大事なもんだと思いました。そういう一人一人の、いろんな方がいらっしやいます。期日前投票される方っていうのは、結構そういう体の不自由な方も多くいらっしやるんじゃないでしょうか。そういうプラザ西伯のじゅうたんって、このじゅうたん、あんまりふかふかではないと思いますけども、これよりもふかふかじゃないですよ、間違いなく。それをシートを敷いて、下足入場するのが安全上問題だっていうふうに、どういうふうにだれの意見なんだろうかと思って。私、いろんな人と一緒に現地を見て、こんなこと何でシート敷いて上がらせてもらえんのだっていって話したんですよ。今回は、この場では即答は、もう一たん答弁されたことなので、改めて選挙管理委員会で集团的に議論していただいてよろしくお願いたします。会見地区での投票所についても、私は場所はあると思いますし、予算、お金について、人員もやる気になればできますし、お金は国の予算が国政選挙についてはついてきますよね。それで全額賄えるかどうかわかりませんが、ただど実現する方向でやっていくっていうのが姿勢が大事だと思います。そのことを言っておきたいと思います。

次に、介護保険に対する基本認識についてですけれども、まず要介護認定の要支援1、2を給付の再編縮小についてということで、町長は重度者を介護するのにお金がかかり過ぎていくことによって、軽度者にはお金が回らないので自助努力でやむを得ないという、ちょっとぎっとした言い方をするとそういうふうに聞こえたんですけれども、そういう認識ですか。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、介護保険については先ほど言ったように概略について話をさせていただくという……（発言する者あり）しっちゃいけんようになってる。（「どこに書いてある、そんなことが」と呼ぶ者あり）だから……（発言する者あり）広域は議会があるわけです。町政の一般事務についてはしてもいいですけども。（「町からお金出てるじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、そのお金についてはできますと言いました。お金についての質問はできます。支出金についてはできます。出資金については、ですけど、前にも言ったでしょ、そういう。話ししましたよね、私は。（発言する者あり）いや、する必要がないと思いますよ。しますか。（「する必要はない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）いや、あなたに言われることはない。（発言する者あり）だから言ってるでしょう、そういうふうに。質問変えてください。質問変えてください。

植田均君。

○議員（５番 植田 均君） 町長は答えられませんので、私が言ったことを認められたんかなと思います。

それで、次行きますけれども、介護保険料の負担のことはちょっと、介護保険の最後に、５番目に言っております介護保険はもともと国が５０％の保険財源保障をしておったことをもとに戻すということを言うべきではないかと言ったんですけども、町長は、低所得者対策として財源充当されることによって５０％になるという報道があったとおっしゃいましたけども、それは間違いないですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今の消費税の増税に関連して、１，３００億円を第１から第３段階を対象に投入したらどうかと。そうすれば１ポイントぐらい上がると。５０が５１ぐらいになるのではないかという見通しを述べた新聞報道があったということです。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（５番 植田 均君） なるほど。これは次のアベノミクスとも関連する問題なんで、私が言ってるのは消費税関係なしで国に介護保険の財源充当すべきだということを国に求めるべきだということを、私はここでは言うておきます。

それから、アベノミクスでちょっと一つ紹介しておきたいことがありまして、安倍首相はこのごろGNIというような言い方をして、国内総生産（GDP）に海外からの利子・配当の純額（受取マイナス支払い）などを加えたもの、これをGNIというんですけども、安倍首相は１０年間で１人当たり国民総所得GNIを１５０万円ふやすという目標を打ち出しましたが、という報道がありますね。これが、骨太方針の所得をふやしていくと。それが本当にそうなのかということなんです、小泉内閣から前回の第１期安倍内閣、第１次安倍内閣ですかね、それから次の福田康夫内閣の時代、２００２年度から０７年度の５年間に１人当たりGNIは１８万円ふえましたが、１人当たり雇用者報酬（賃金プラス社会保険料の事業主負担）は２．８万円減りました。ふえたのは海外からの利子・配当（７．７万円）。主に企業の利益である「営業余剰・混合所得」（７．４万円）でした。というような、ずっとこれまでのGNIっていうのが、詳細に見ていくと安倍首相が言っている国民総所得っていうのが、海外企業がもうけた分も丸め込んで、それで１人当たりで割ってると。だから、そのまんまの数字は１０年間で１５０万円今からふえるっていう根拠はないんだよということなんです。その辺は、いろんな専門家はちょっときちんとした資料を読めばわかりますからごまかされないようにしないといけないと思います。私が今、このアベノミクスの１５０万円ふやす骨太方針っていうのは、第３番目の矢ですよ、言っ

てみれば。

それで、4番目と5番目っていうのが消費税増税と税と社会保障の一体改革っていうのが、来年消費税8%、それから再来年、この議論の進捗によってはどうなるかはちょっと流動的だと思いますけども、そういう流れが今、あると思いますが、先ほど町長は、消費税というのは社会保障の財源にも回るので、よくはないかもしれんけどもいたし方ないなというふうな言い方だったと思いますけども、私は今の消費税の逆進性から見たときに地方がどんどんマッチポンプといいますか、吸い上げられて、それこそ少子高齢化なんていうことを言ってる、人口ふやそうと言ってることに對しても全くペアにしてしまうような大爆弾だと私は思いますけれども、今の情勢から見て少なくとも来年の消費税増税っていうことについては、時期尚早だということは一致できないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 本会の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ時間を延長します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。政策でございますので、評価できる面やあるいは批判に甘んじなければいけない部分いろいろあると思うわけですが、小泉改革からこちらで、いわゆる新自由主義っていうんでしょうか、弱肉強食の世界で勝ってきて、市場は神が宿っていてすべてうまく調整できるんだというようなお話があったわけです。その結果が、非正規雇用が3分の1以上も労働者の中で出てきているような状況をつくってしまったので、これは大いに批判を受けなければいけないのではないかと、このように私は今振り返ってみて思っております。やっぱり日の当たる部分と影の部分があると、このように思うわけです。失業者がふえたというようなこと、社会保障制度を結果として危うくしているわけでありまして。

今、安倍総理が取り組んでおられます、アベノミクスという名称で呼ばれておりますけれども、一見、経済が非常に活性化しているように見受けられますし、ただ一部では80円ぐらいの円高だったのが、今、九十四、五円ですか、ぐらいまでなりまして、若干、輸出産業が息をしておるというようなことでありまして、効果も上がっている部分もありますけれども、一方では金融システムが非常に不安定なものになっておって、危険性も増しているのではないかとというようなことを言う人もあるわけでありまして。いわゆる日が当たる部分と、光と影の部分ということだろうというように思っております。

それから、消費税についてはずっとこの議会でも議論があって、共産党の皆さん方は、請負などで弱い立場の人は価格転嫁ができないので自分の中で値引きしてしまっというふうなことをおっしゃっておられまして、確かにそういうことがあるということも私も確認をしました。大体、

国税の新規滞納が6,000億ぐらいあって、そのうちの半分以上が消費税、滞納になっておるそうございまして、それをさらに分析してみれば、結局もらってもいないのに払う必要がないという、そういう現場の実態から滞納額がふえているということも勉強させていただきました。必ずしも消費税が税制としてうまく機能しておらんという部分も確かにあります。それから、大企業ばかり云々かんぬんということもあって、これも勉強してみますと大企業は海外で輸出するものについては消費税かからるので逆に戻ってくるということでもありますね。ですから、輸出産業などを中心にして1兆円以上の消費税が戻ってくる。払ってもいない消費税が戻ってくるので、補助金として受け取るような形になってるんですよね。そういうことも勉強もしました。ただ、そういうことを踏まえても、なおやっぱり今の状況で本当にいいのかどうなのかということについては、やっぱり財政が心配であります。今、ここで消費税を上げれば経済がさらにまた急転直下、悪化する可能性もないこともないわけであります。これは微妙な政治判断があるのだろうというように思っております。石破幹事長も消費税を上げられんかもしらんということもどっかでおっしゃっておられまして、政権与党の中でもそういう御認識なのかなということも改めて思いましたが、非常に微妙な時期でございます。我々としては、権限もございませんので、見守っていくしかないということでございますが、共産党さんはやっぱり政党の一つの成り立ちからいっても、そういう国民大衆への課税というようなことについては強く反対なさる立場だということでもよく理解もいたしますけれども、一方、財政の問題やこれだけ借金がふえている状況、それから社会保障に毎年1兆円以上金が必要だそうございまして、これらをほんならどのように解決していくのかというのを一方で出していかないと国民の理解が得られないのではないかと。南部町議会の場で防衛費を削ってというようなことも前に言われたことがありますけれども、これはできない話であります。そういうことは国政でやっていただかんとやれんと。影の部分も十分認識しながら、地方財政にもさまざまな形で直接的に間接的に消費税が大きな役割を果たしてくれているわけですから、正面切って反対ということが言えないわけであります。その辺の事情もわかった上で、なお反対ともなかなか言えないという町長の苦しいところも御理解をいただきたいというように思います。

アベノミクスのお話でしたけれども、私もこれもやっぱり光と影があって、植田議員のおっしゃったGNIですか、何でもいいですけども所得がふえるようなことになればいいのではないかと思いますけれども、そういうことに期待して見守っておるという状況でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 消費税増税については、多分町長もはっきりノーと言いたい気持

ちはありながらということを私は伺いました。

それで、次は公務員給与ですけれども、国が地方交付税から減額分を差し引いてくるというところでもない話なので、地方六団体が反対されたっていうことは当然だと思いますし、何ていいますか、なかなか地方六団体の団結しても国はしわいですね。もっと頑張らないといけないと。本当に公務員給与っていうのは公務員給与だけにとどまらないので、いろんなところに影響が出ます。それで、先ほどの非正規雇用などにもつながる、本当に大きな問題です。組合もいたしいと思いますね。（発言する者あり）（「本当に、本当に」と呼ぶ者あり）だけど、地域が一緒になって国に対して物を言っていくってことにならないと、なかなか公務員だけでは。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、まとめてください。

○議員（5番 植田 均君） 苦しいなと思います。ということで、地域での連帯といいますか、賃下げ攻撃に闘っていくということを提案したいと思います。

そして最後に、住宅リフォーム助成ですけれども、私一つ、ゆうらくの無償譲渡のことで、町長はグループホームを建設するのに2億円かかったと。町が直営でやれば2億円手出しすることになったけれども、伯耆の国がやったために2億円のお金が別の政策経費に使えることになったというふうに書いておられまして、あ、おっしゃったのかな。私は今度の住宅リフォーム制度を、日南町が30件ぐらい申し込みが今現在あるそうでした、1件当たりが上限30万を補助するんです。工事量の全体が天井が200万でしたかな。ちょっとその辺は確認して、とにかく補助金は30万、これは間違いないです。そうすると30件だと900万、補助金だけで900万だけでも、その仮に10倍と……。

○議長（青砥日出夫君） はい、時間になりました。

○議員（5番 植田 均君） 10倍とすると9,000万ぐらいですね。そんな経済波及効果があるんですね。ぜひ、町長の言われる政策とドッキングさせるという話は、あれわからなくはないですけれども、それ単品でも波及効果のことだけ考えて走ってもいいじゃないかなと思うんですよ。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。人事院勧告でございますけれども、これは今、職員の皆さんには、国は7.8%削減しておりますけれども、このまんま比較しますとオーバーしてしまいます。オーバーする。7.8%もお願いしているわけではございません。大体、ラスが100よりちょっと差があるぐらいで、御協力いただけませんかということでお願いしておりますので、そういう方向でまたお話を進めていきたい。そして、しかるべき時期に議会の方にも御相談

を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、住宅リフォーム制度は、さっき答弁で申し上げましたように、政策とやっぱりつなげていきたいと思っております。それで、日南町はどうか知りませんが、大山町は庭木の剪定だとか手入れだとか、それから何でもありの世界なんですよ、何でもあり。それで、そういうところに税をどんどん投入するのかなと、障子の張りかえなんかも、何でもありの世界。私はやっぱり潤沢に財政が潤っておればそういうこともいいのかもわかりませんが、厳しい状況ですから皆さんにも御無理言っている状況の中で、やっぱり政策を遂行するためにこの制度をつくって対応したいと思っておりますので、そういう方向でつくりますから賛成してください。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 以上で5番、植田均君の質問を終わります。

これもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（5番 植田 均君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明18日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。

午後5時07分散会
